

令和2年度 厚生労働省第三次補正予算案（参考資料）

－ 第2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 －

～ 目 次 ～

(1) 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

① 雇用就業機会の確保

- 雇用調整助成金による雇用維持の取組の支援 1
- 在籍型出向の活用による雇用維持等への支援 2
- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組への支援 6
- 非正規雇用労働者や女性等、求職者の特性に応じた支援等の強化 7
- 介護・障害福祉分野への就職支援 14
- 新規卒者等への就職支援の強化 16

② 生活の安心の確保

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施 . . . 17
- 生活困窮者自立支援の機能強化、ひきこもり支援の推進、自殺防止対策に係る相談支援体制の強化、成年後見制度の利用促進 21
- 国民健康保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援 23

③ 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 待機児童解消に向けた保育の受け皿整備 24
- 不妊治療の助成の拡充 25
- 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り支援の強化 26
- ひとり親家庭のワンストップ相談体制の構築・強化 . . . 27

(2) デジタル改革の実現

- 保険医療情報等の利活用 28
- 看護師等養成所におけるICT等の整備 32
- 介護・福祉分野におけるデジタル化・データ連携の推進 . . . 33
- 新たな日常にも対応する処方箋等の電子化に向けたシステム構築 36
- 医薬品等の安全対策の強化 38
- 保育分野におけるICT等導入支援 41
- ICTの活用等による児童虐待等の相談支援体制の強化 . . . 42
- 児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築等 44
- 障害福祉分野におけるICT導入支援 45

(3) 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援等 46
- 全ゲノム解析等の研究開発の推進 50
- 医薬品安定確保のための原薬等設備整備の支援 51
- 介護・障害福祉分野におけるロボット等導入支援 52

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長

令和2年度第三次補正予算案：雇用調整助成金1兆3,352億円、緊急雇用安定助成金1,327億円〔合計 1兆4,679億円〕※事務費含む

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成する制度

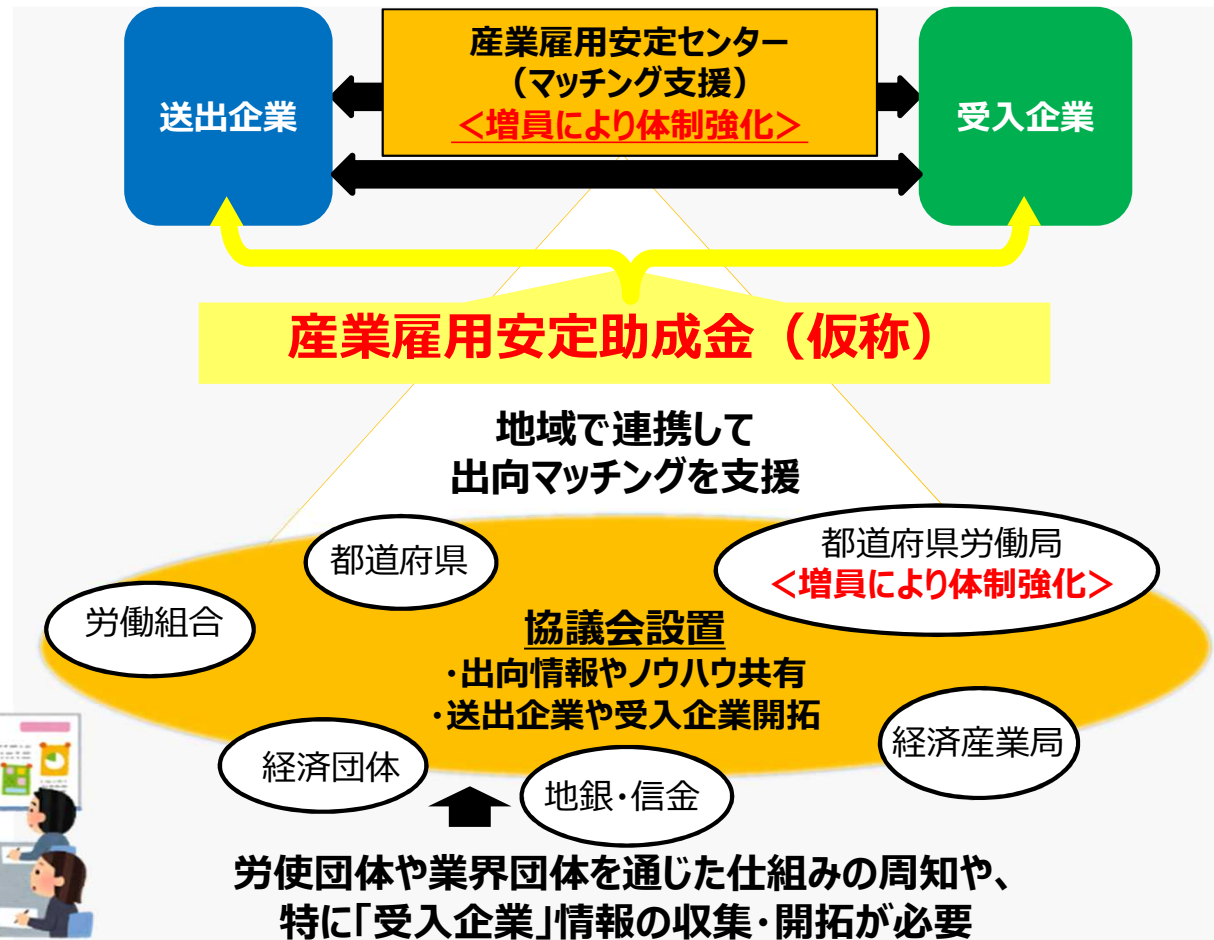
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合：10/10(中小) 3/4(大企業)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額は15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間(別枠扱い)
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)
残業相殺	残業相殺 停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率：4/5(中小) 2/3(大企業) ※ 解雇等を行わない場合10/10(中小) 3/4(大企業) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内

在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- **出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「**雇用シェア**」（在籍型出向）により雇用維持する取組みを**支援**する。

＜対策のポイント＞

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**雇用シェアリングの情報連携や理解促進**
2. 自治体等が運営する**マッチングサイト**や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



産業雇用安定助成金（仮称）の創設

令和2年度第三次補正予算案：46億円

■ 概要

コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う。）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等、出向中に要する経費の一部を助成する。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額	12,000円/日	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期経費を助成する。

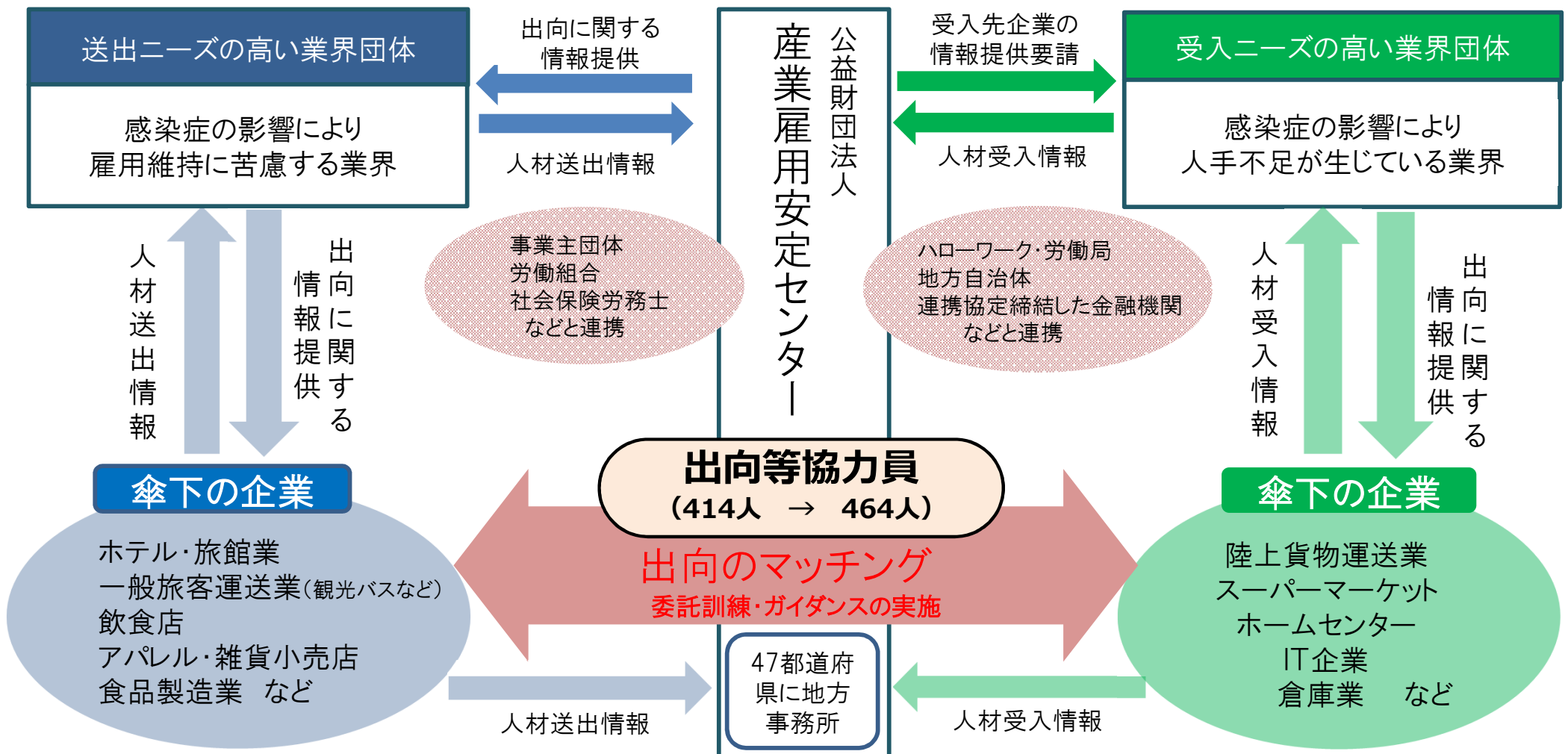
	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムについて

令和2年度第三次補正予算案：40百万円

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で業種を超えた出向支援を実施するとともに、送出人材の受入促進のため、受入先企業で必要となるスキルの委託訓練や理解促進のためのガイダンスを実施する。



制度概要

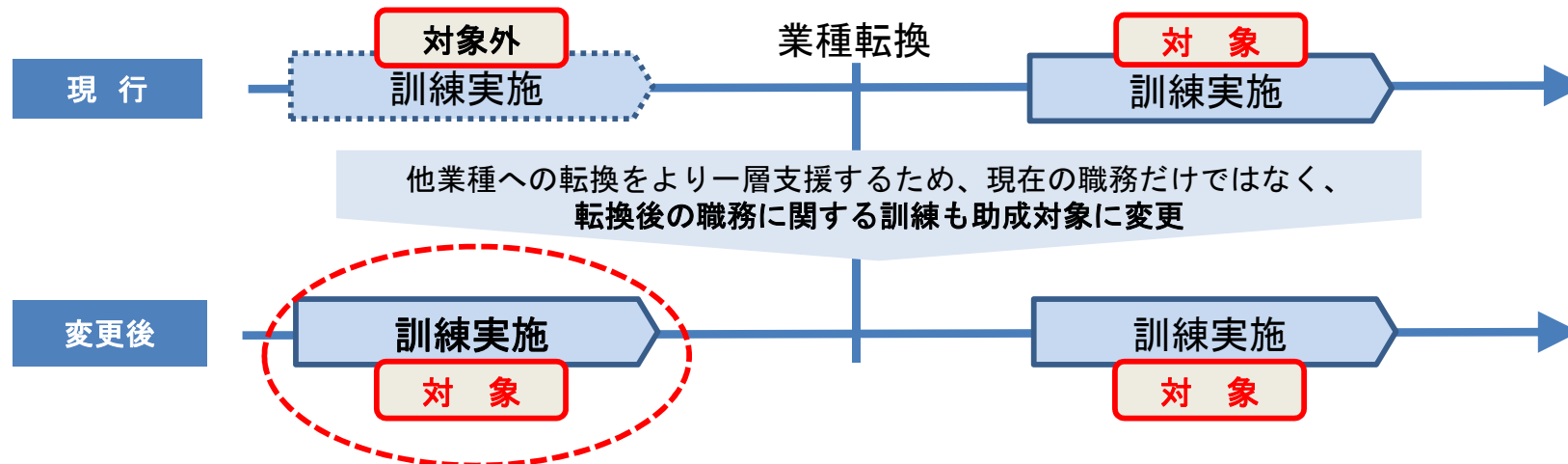
職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	助成内容	助成率・助成額 ※1 注：()内は中小企業事業主以外		
		経費助成	賃金助成	OJT実施助成※2
特定訓練コース	・労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練等、効果が高い10時間以上の訓練について助成	45% (30%)	760円 (380円)	665円 (380円)
一般訓練コース	・その他のコース以外の20時間以上の訓練について助成	30%	380円	-
特別育成訓練コース	・有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または処遇を改善するための訓練を実施した場合に助成	実費 (上限あり)	760円 (475円)	760円 (665円)

※1 生産性要件を満たした場合、特定分野認定実習併用職業訓練の場合等、一定の要件により割増し率・額を適用。 ※2 OJTとOFF-JTを組み合わせた雇成型訓練を実施した場合のみ。

改正内容

業種転換後に従事する職務に関する訓練も助成対象に追加する拡充を予定



地域活性化雇用創造プロジェクト（地域雇用再生コース）

令和2年度第三次補正予算案：11億円

事業目的

産業政策と一体となって、事業主の業種転換や多角化による雇用の場の確保や、求職者のキャリアチェンジを伴う再就職等を促進する都道府県を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用の再生を図る。

事業概要

- 都道府県が地域の協議会の了承を得て応募する事業から、第三者委員会の審査を経て正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を採択
- 実施期間は原則3年間（令和5年度末まで）、事業費上限は2.5億円
- 国は都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症対策の特例として、経費の9割（ア．事業推進・基盤整備メニューは8割）を補助

事業内容

- 都道府県が新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた業種を指定し、次の事業を実施（例：観光・宿泊業、飲食業、製造業等）

ア．事業推進・基盤整備メニュー

協議会の運営、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズやフォローアップ等の調査研究、事業運営、体制整備

イ．事業主向けメニュー

ウィズ・ポストコロナを見据え、ニーズの高い分野への転換や進出、多角化を目指す事業主向け支援

- <取組事例> ・マーケティングを活用した市場ニーズの把握や経営戦略策定のためのコンサルティング
・従業員のスキル転換に必要な研修制度の構築支援
・若年層など経験の少ない従業員向けのスキルアップ・定着支援
・ICT活用による業務プロセスの抜本的見直しの専門家支援 等

業種転換やキャリアチェンジに効果のある取組等を実施

ウ．求職者向けメニュー

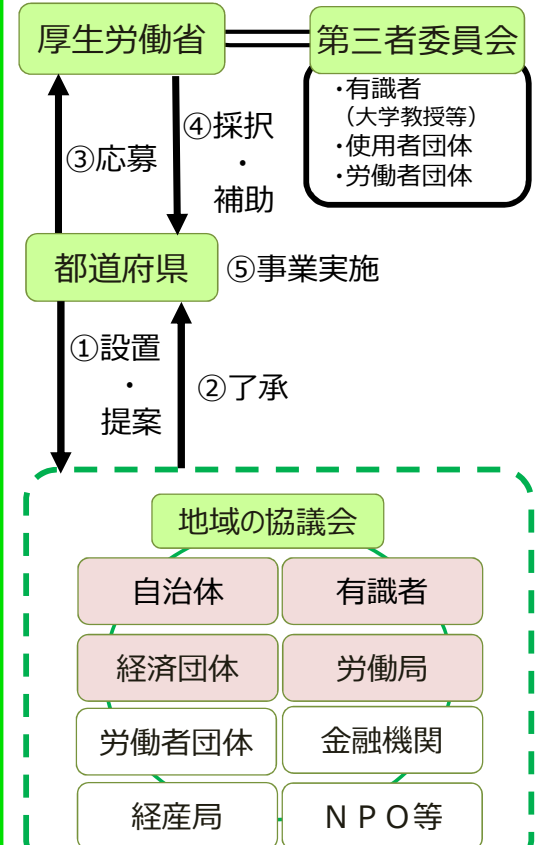
ウィズ・ポストコロナを見据え、キャリアチェンジや専門的な人材育成を目指す求職者（※）向け支援

※ 特に新型コロナウイルス感染症の影響による離職者

- <取組事例> ・実務体験や実践研修を交えた即戦力人材の育成
・有資格者によるキャリアコンサルティングや就職支援の実施
・ニーズに応じた求人開拓や個別企業面接会の実施 等

業種間・職種間転換の促進

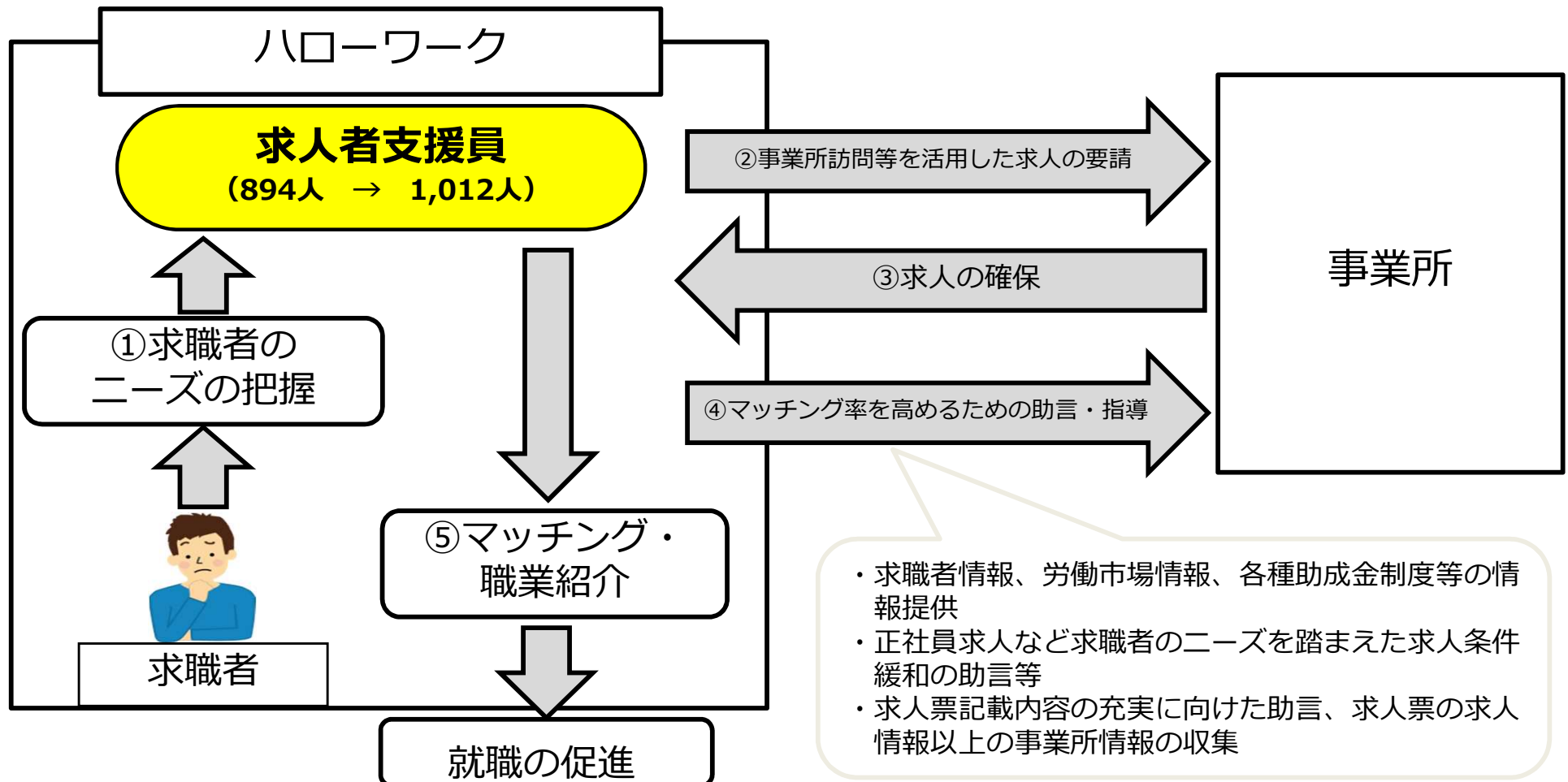
事業スキーム



求人の確保と求人充足サービスの充実

令和2年度第三次補正予算案：1.1億円

- 求人数が大幅に減少しているなか、ハローワークにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた求職者のニーズに合った積極的な求人開拓を実施する。特に、子育て中の女性等が仕事と家庭の両立ができる求人等を確保する。
- 求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件の緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人者サービスの充実を図る。



就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置・チーム支援

令和2年度第三次補正予算案:54百万円

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の失敗により自分に自信が持てない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- 一人ひとりの課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。
- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、就職氷河期世代の就職環境の悪化が懸念されるため、ハローワークの専門窓口を拡充し、就職氷河期世代の就職支援体制を強化する。

<専門窓口数> 69か所 → 82箇所

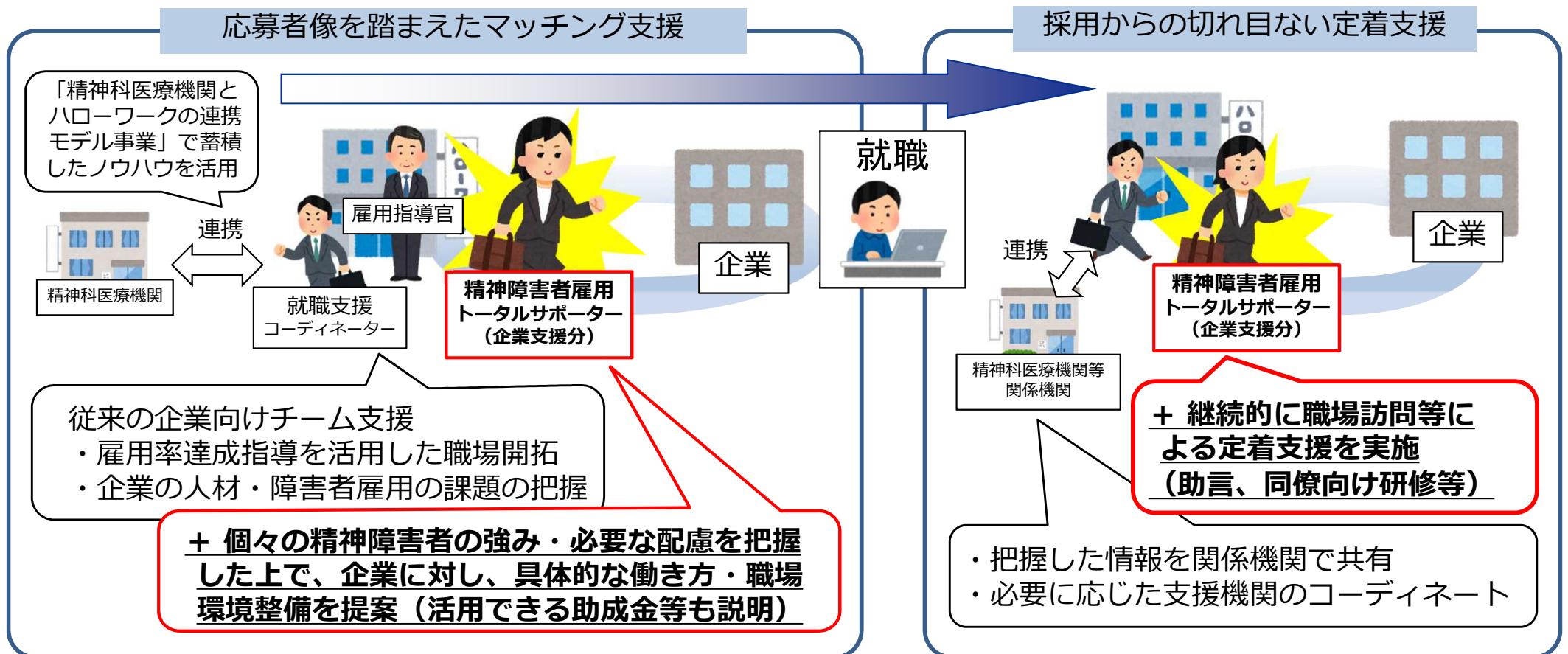
<体制> 就労・生活支援アドバイザー	69人	→	82人
就職支援コーディネーター	69人	→	82人
職業相談員	118人	→	144人



精神障害者雇用トータルサポーターによる企業向け支援の強化

令和2年度第三次補正予算案：44百万円

- 令和3年3月1日に法定雇用率の2.3%への引上げが予定される中、企業の障害者雇用への意欲は高い。一方で、精神障害者はハローワークの求職者の半数を占めており、精神障害者のマッチングが課題。
- 現状においては、企業側に精神障害者を雇用管理するノウハウが乏しいことから、引上げに伴い、法定雇用率が未達成となることが見込まれる企業等に対し、具体的な応募者像を踏まえたマッチング支援や、その後の切れ目ない定着支援といった、企業に対する重点的・専門的な支援を実施する。



外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ体制を強化するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。

第1次補正

1. 外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制

- 外国人雇用状況届出に基づき、事業主に対して、外国人材の適正な雇用管理改善のための指導・援助等を実施。
⇒ **就職支援コーディネーターを増員し、外国人を雇用する事業所に対して、雇用維持のための相談支援等を積極的に実施。**

2. 外国人求職者に対する相談支援体制

- 専門相談員による職業相談や求人情報の提供など、個々の求職者の状況に応じ、きめ細やかに対応。
⇒ **職業相談員を増員し、離職を余儀なくされた外国人求職者等の早期再就職に向けた相談支援等を実施**

3. 多言語相談支援体制・情報発信

- 職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話通訳や多言語音声翻訳機器の活用により、多言語相談支援体制を確保。
⇒ **通訳員の増員や多言語音声翻訳機器の追加配付により、多言語相談支援体制を強化。**
- 事業主・労働者向けに各種支援等を掲載したリーフレットを多言語に翻訳。HPやSNSによる周知・広報を実施。
⇒ **引き続き、事業主や労働者と接するあらゆる機会を通じて、多言語による積極的な情報発信を実施。**

第2次補正

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- 雇用保険手続き等の情報をリーフレット等でわかりやすく周知するなど、**外国人求職者への多言語での情報発信を更に強化。**
- 来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、**ハローワーク・コールセンターに多言語に対応するため機能を拡充。**

第3次補正

多言語相談支援体制・情報発信について更なる強化

- **通訳員の更なる増員を図る**ことにより、離職を余儀なくされた外国人求職者等の相談に対応している職業相談窓口の体制をより一層強化する。

事業趣旨

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による就業の中断、または縮小廃止に対応するため、「新しい生活様式」を踏まえ、必要な感染症防止対策を講じつつ、十分な就業機会の確保と創出を行うための取組を「両輪」で実施し、シルバー人材センターの業務継続体制を構築することにより、「コロナ禍」と共存した生きがい就業の実現を図る。

感染症予防対策の徹底

- ◆ シルバー人材センター会員の平均年齢は上昇傾向にあり、就業中事故件数も年々増加傾向にあるなど、シルバー会員の安全就業対策、とりわけ感染症防止対策は喫緊の課題。
- ◆ リモート環境の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症防止対策を強化し、就業の担い手となる高齢者が安心・安全に就業し、また会員の入会促進や退会抑制も押し進める。

(参考：シルバー会員の平均年齢と就業件数事故の推移)

	会員平均年齢	就業中事故件数
令和元年度	73.4歳	3,968件
平成30年度	73.0歳	3,790件
平成29年度	72.6歳	3,801件
平成28年度	72.2歳	3,650件

(巡回による感染防止対策指導)



(シルバー事務局の感染症防止対策)



- ✓ オンライン環境を通じた入会説明会や各種セミナー、説明会の実施による感染防止対策の推進
- ✓ 感染症防止のためのセミナー、講習の実施
- ✓ 感染症防止を目的とした就業現場指導の実施

コロナ禍における就業機会の確保と創出

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響による就業の中断、または減少した場合に対応する新たな就業機会や、経済活動の停滞により経済的な理由による就業を求める会員の増加に対応した就業機会の十分な確保を図る。
- ◆ 併せて、コロナ禍における在宅就業の幅を広げ、付加価値の向上を図るため、シルバー人材センター会員を対象としたITリテラシーの底上げをはじめとしたICT化推進の新たな取組を支援する。

- ✓ 就業開拓・創出の専任担当配置
- ✓ 地域の有識者や関係者から意見を集めるための取組
- ☞ 付加価値の高い在宅就業の創出や感染症の影響を受けにくい就業機会の拡大等

(タブレット、PCセミナーの様子)



コロナ禍と共存した生きがい就業の実現を通じた
地域社会の活性化

コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成

令和2年度第三次補正予算案: 制度要求

■ 概要

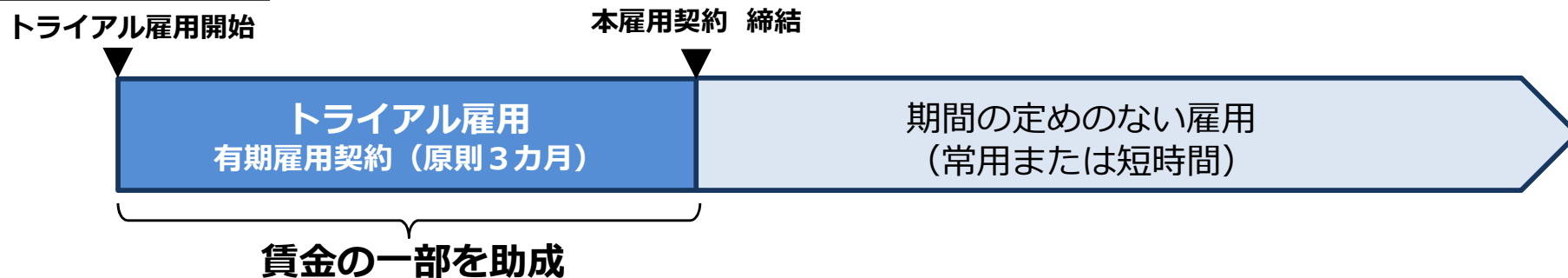
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、**就労経験のない職業に就くことを希望する者**の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、**試行雇用期間中の賃金の一部を助成**する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日(※)以降に離職した者であって、 離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者 <small>(※)雇用調整助成金による特例措置の適用開始日</small>	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

■ 助成のイメージ



＜参考：現行のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）＞

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、**常用雇用への移行を目的に**、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。（30時間未満は助成対象としない）

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）

キャリアアップ助成金（正社員化コース）における拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、**紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主に対するキャリアアップ助成金の助成対象を拡充**し、派遣労働者の雇用の安定を図る。（令和3年度までの時限措置）

キャリアアップ助成金における派遣労働者の直接雇用に係る対象労働者の要件

<現状の取扱い>

派遣労働者は、派遣先の事業所に直接雇用された場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が6か月以上ある場合に支給対象となる。

ただし、紹介予定派遣については、支給対象事業主が実施した有期実習型訓練（正社員に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる職業訓練）を受講し、修了した場合に限り、上記期間が2か月以上～6か月未満でも支給対象としているところ。

拡充

対象労働者が**令和2年1月24日以降に離職した者**であって、**就労経験のない職業に就くことを希望する者**である場合については、**有期実習型訓練を受講した者ではなくても、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所に正社員として直接雇用**された場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が2か月以上～6か月未満でも支給対象とする。

【支給額（1人当たり）】

中小企業：85万5,000円
<108万円>

大企業：71万2,500円
<90万円>

※ <> は生産性の向上が認められる場合

介護分野への参入促進のためのプッシュ型情報提供体制の強化

令和2年度 第三次補正予算案: 6.9億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数が全体として減少している一方、介護分野における労働需要は依然として高く、また、「新たな日常」の下では労働需要の構造が大きく変化することが見込まれることから、他業種からの参入の促進や即戦力となるいわゆる潜在介護福祉士等の呼び戻しが必要となる。
- このため、求人を出している介護事業所等の情報を求職者の利用しやすい形で提供できる体制を構築することで、求人・求職活動支援及びマッチング機能の強化を図る。

【事業内容】

求人事業所や求職者が利用する福祉人材情報システムを事業所及び求職者の双方にとって、利用価値の高いものとする。

○求人事業所の情報量の拡充

求職者が求人事業所の特徴、アピールポイントなどを福祉人材情報システムを通じて、把握できるよう、求人事業所の情報量を拡充する。

○求職者の利便性の向上

- ・ 求職者が容易にシステムを利用できるよう、利用登録の簡素化や検索機能の強化を図る。
- ・ 求職者が希望する条件を満たす求人情報を情報提供。

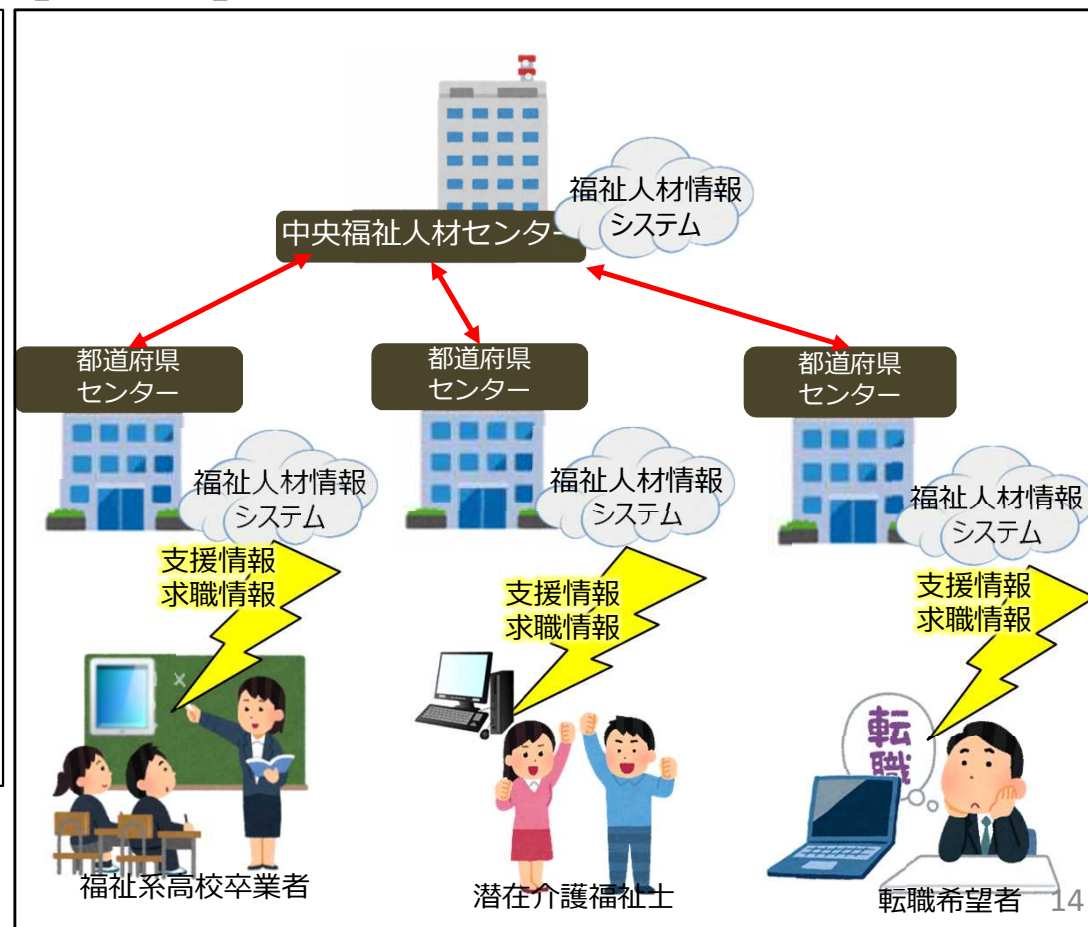
○情報セキュリティの向上

個人情報の流出等を防止するため、新たなフレームワークへの移行を図る。

【実施主体】 中央福祉人材センター

【補助率】 定額

【イメージ】

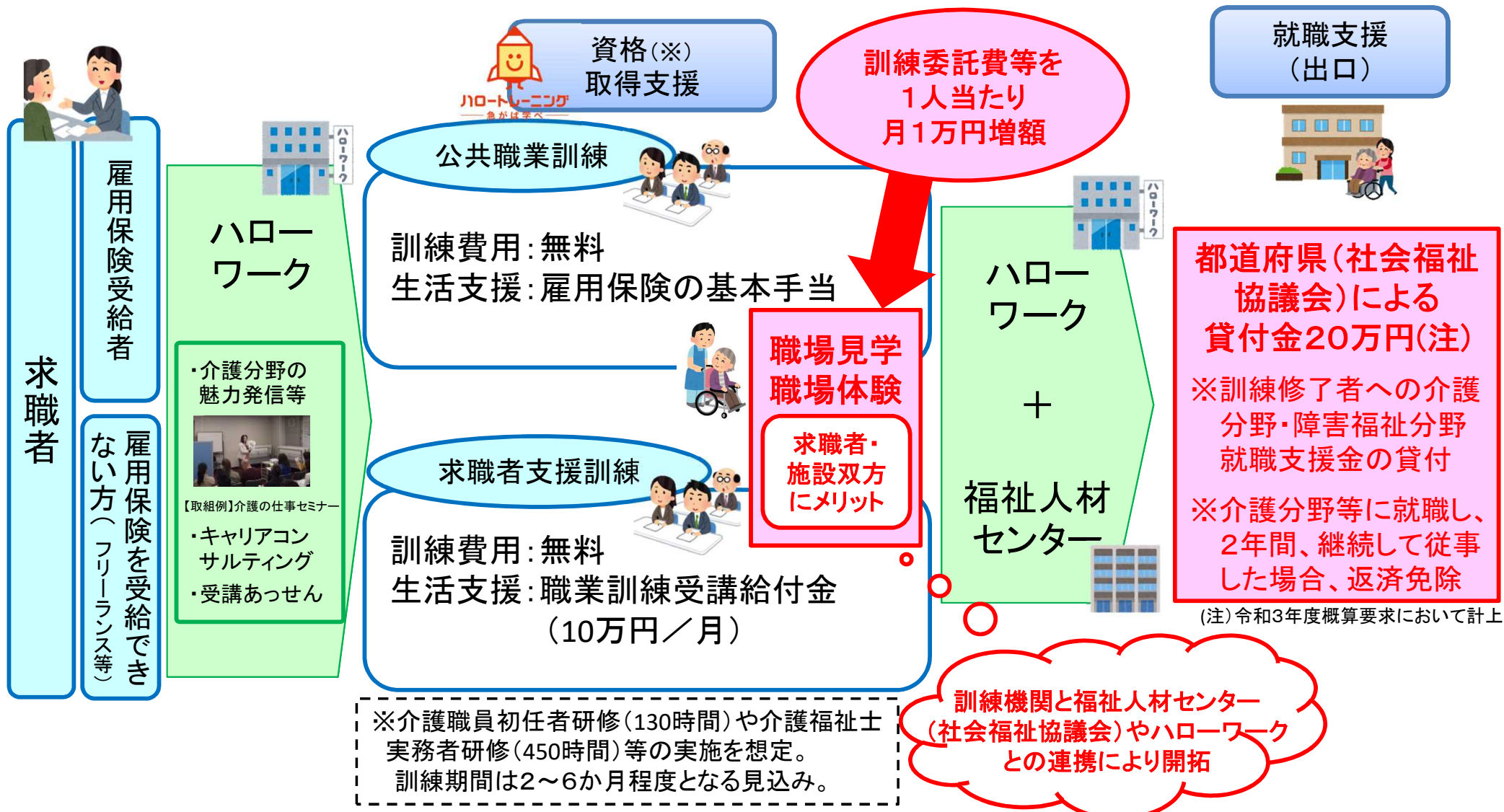


雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

令和2年度第三次補正予算案:制度要求(公共職業訓練、求職者支援訓練)

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。

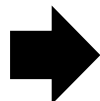


新卒応援ハローワーク等における新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援の強化について

施策の目的

令和2年度第三次補正予算案：95百万円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、企業説明会の延期・中止や一部の企業による採用選考活動の取りやめなど学生の就職活動に影響が生じていることに加え、本年度新卒者の就職内定率は前年度と比べて低下している状況（民間調査）。
- また、本年度新卒者で既に内定を得ていた学生についても内定取消しの事例が見られる。2020年度既卒者の内定保有率も前年比8.9ポイント減となっており厳しい状況になっていることに加え、既卒者からの声として、「既卒者を受け付けている企業探しに苦労している」、「既卒者の募集が少ない」といったものもあり（民間調査）、意欲や能力を有する若者の就職の機会を広く提供するための更なる取組を行うことが重要となっている。
- 第二の就職氷河期を作らないために、令和2年10月22日に関係省庁において、「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」を取りまとめるとともに、関係大臣等から経済団体に対し、中長期的な視点に立った新卒者等の採用等の要請を行ったところ。

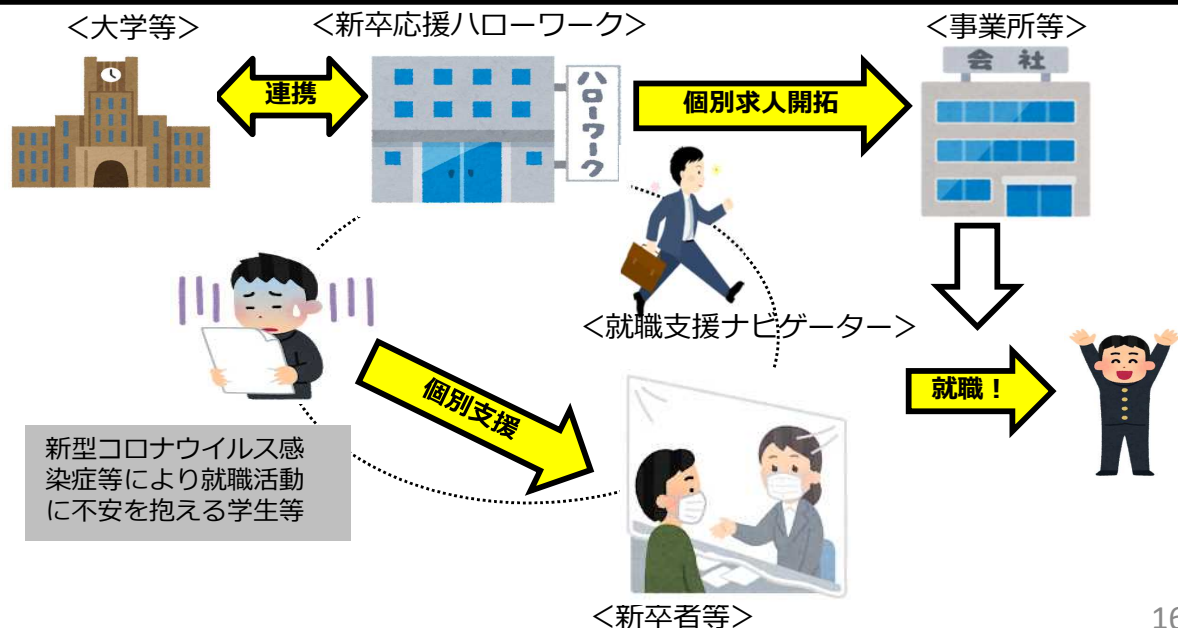


こうした状況を踏まえ、これから年度末を迎えるに当たり、就職を希望する1人でも多くの新卒者等が未内定のまま卒業を迎えることなく就職できるよう、新卒応援ハローワーク等における就職支援を強化する。

施策の概要

○就職支援ナビゲーター（学卒・若者支援分）の増員等

- 新卒応援ハローワーク内に令和2年4月13日から設置している「新卒者内定取消等特別相談窓口」等において、就職支援ナビゲーターの増員（120人）を行い、
 - ・求人確保のための事業所への個別求人開拓、大学等への訪問
 - ・内定取消しにあった学生等への相談・就職あっせん等を行う。



個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和2年4月以降の新規貸付は本則で対応。

令和2年度第三次補正予算案:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第一次補正予算額 359億円
令和2年度第二次補正予算額 2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
 - 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和2年度 第三次補正予算案:69億円

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化している。こうしたコロナ禍において、介護福祉士修学資金等貸付事業の需要が非常に高まっていることから、当該貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

【事業内容】

介護福祉士修学資金等貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向け、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施スキーム(例:介護福祉士修学資金)

養成施設入学者への修学資金貸付 【介護福祉士養成施設修学者】

○貸付額(上限)

- ア 学 費 5万円(月額)
- イ 入学準備金 20万円(初回に限る)
- ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)
- エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 等

【実施主体】

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10)



貸付・支援

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学資金等の返済を
全額免除。



5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事

(国家試験合格後)介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事



(途中で他産業に転職、自己都合退職等)



介護福祉士養成施設の学生

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

保育士修学資金貸付等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第三次補正予算案：29億円)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額（上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額） ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額） ※貸付期間：最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<p>○貸付額（上限） 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 	<p>○貸付額（上限） 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間</p>

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和2年度第三次補正予算案：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の安定的な運営を図るための貸付原資を補助する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額の延長を行う。

貸付対象者及び貸付額等

(1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）

【生活費貸付】貸付額：月額8万円

貸付期間：6か月間（求職期間を含む）⇒12か月間 < 拡充 >

(2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円
貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）

貸付期間：正規修学年数 （拡充分については6か月間⇒12か月間） < 拡充 >

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の創設

令和2年度 第三次補正予算案: 140億円

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。

【事業内容】

1. 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入
 - ▶ 感染者発生時の消毒対応
 - ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等

2. 生活や住まい等に関する支援の強化

- 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化
- 生活困窮者自立支援の機能強化
 - ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化
 - ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等
- ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

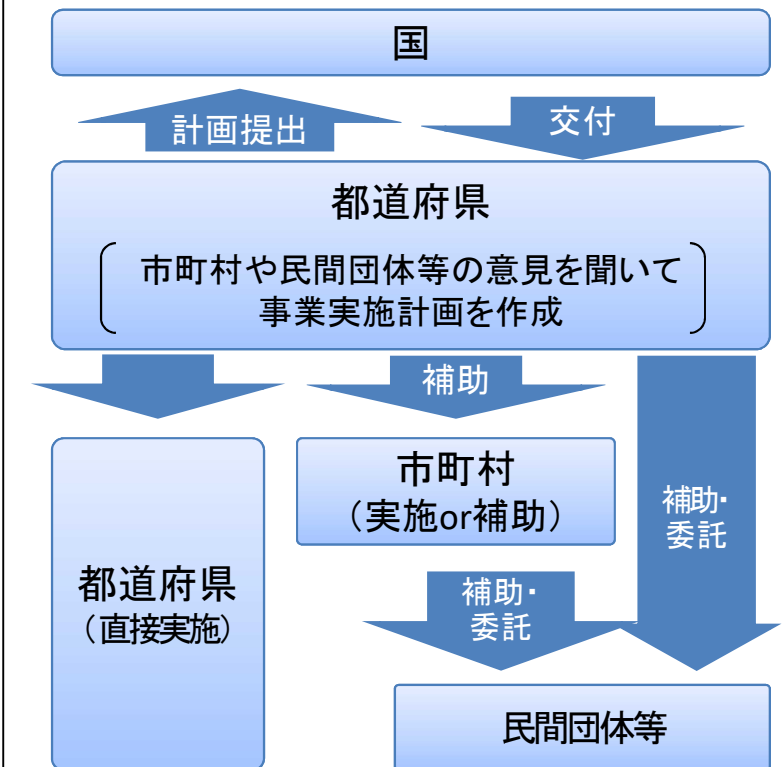
3. 非対面方式による支援環境の整備

- ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備
- 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備

等

【事業スキーム】

- 実施主体: 都道府県(交付対象者)
※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。
- 補助率: 国 3/4



成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業

令和2年度 第三次補正予算案:33百万円

【要旨】

- 各市町村においては、中核機関等の体制整備を進めているところであるが、体制整備を図る上での課題や支援ニーズ数の把握を行う必要があることから、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する

【事業内容】

1 各自治体等の現状調査

- ・民間事業者による各自治体等に対する全国調査を行い、新型コロナウイルス感染症発生下の課題や、担い手確保量の把握に必要となる現状値などの項目について調査する。

2 権利擁護支援ニーズ等の推計モデル構築

【アウトプット】 高齢者人口等の既存統計数値を代入すると、概ねの権利擁護ニーズが算出される簡易モデルの作成

(1) 権利擁護支援ニーズ等の推計モデル

- ・高齢者人口や障害者手帳所持者数、入所者数等など、既存統計から得られる複数の指標を説明変数として設定し、回帰モデル等の統計学的アプローチによりモデル式(案)を作成。
- ・既に、アンケート調査など社会的アプローチによりニーズ値を把握している市町村や都道府県の結果と適合させ、乖離度等を考察し、変数の変更など精度の向上を図り、推計モデルを完成させる。

(2) 担い手数の把握

- ・専門職後見、法人後見、市民後見ごとに、現在の受任数や担い手数に加え、あと何件ほど受任可能かを合わせて確認を行う。

(3) 都道府県ごとの評価

- ・5都道府県程度を対象に、(1)と(2)の結果を比較し、都道府県ごとに優先して今後確保すべき担い手の状況を把握し、評価を行う。

【実施主体】 国 【事業スキーム】 国 → 民間事業者に委託

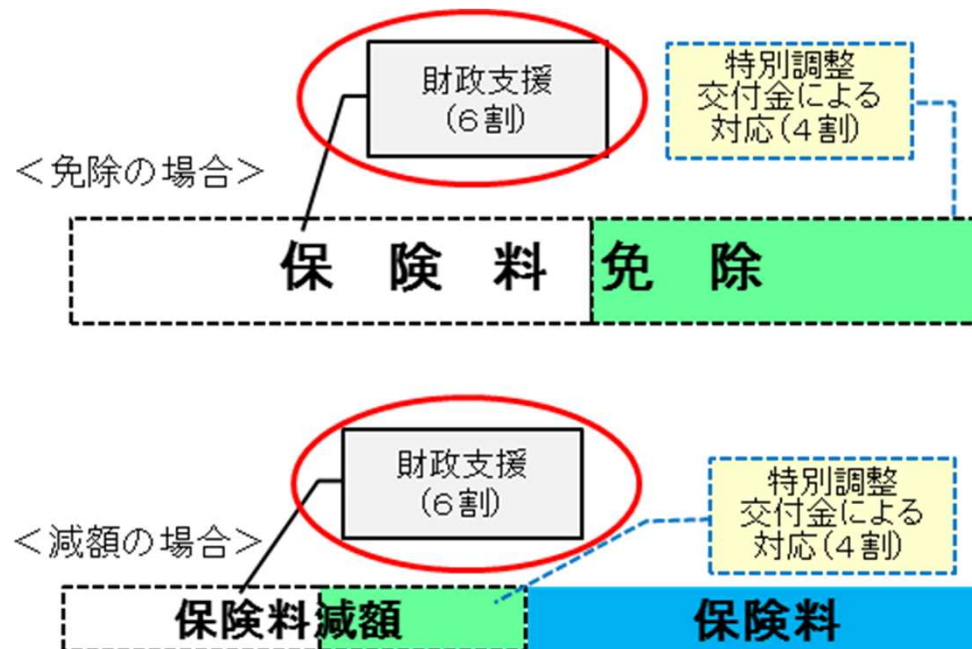
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援

令和2年度第三次補正予算案:397億円
(国保:391.5億円、後期:5.8億円)

国民健康保険料等の減免に対する財政支援 <397億円>

国民健康保険料等の減免に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、保険料等を減免した市町村等への補助
(第1次補正予算で措置した金額を上回る所要額が見込まれるため、追加の予算措置を行うもの。)



保育所等の整備の推進

令和2年度第三次補正予算案

317億円

保育所等整備交付金

158億円

保育所等改修費等支援事業

160億円

[趣旨]

待機児童解消に向けて保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

- 「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を平成30～令和2年度末までの3年間で整備
- 待機児童解消に向けた動きを着実に進めるため、過去の補正予算の状況等を踏まえた施設整備等に要する費用を計上。

[実施主体] 市区町村

● 保育所等整備交付金(保育所整備事業、小規模保育整備事業、保育所等防音壁整備事業、防犯対策強化事業)

保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

● 保育所等改修費等支援事業

保育所等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第3次補正予算により実施するもの。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回 **30万円**
 ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回 **10万円**
 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は **30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

現行の支援制度

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

支援拡充案

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回 **30万円**
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2） ※安心こども基金を活用

※ 年金や医療保険等他の社会保険制度においては、法律婚と事実婚を区別しておらず（例：年金の第三号被保険者制度、健康保険の扶養認定等）、保険適用への移行を見据え、不妊治療への支援についても同様に事実婚も対象とする。

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第三次補正予算案：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域が目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

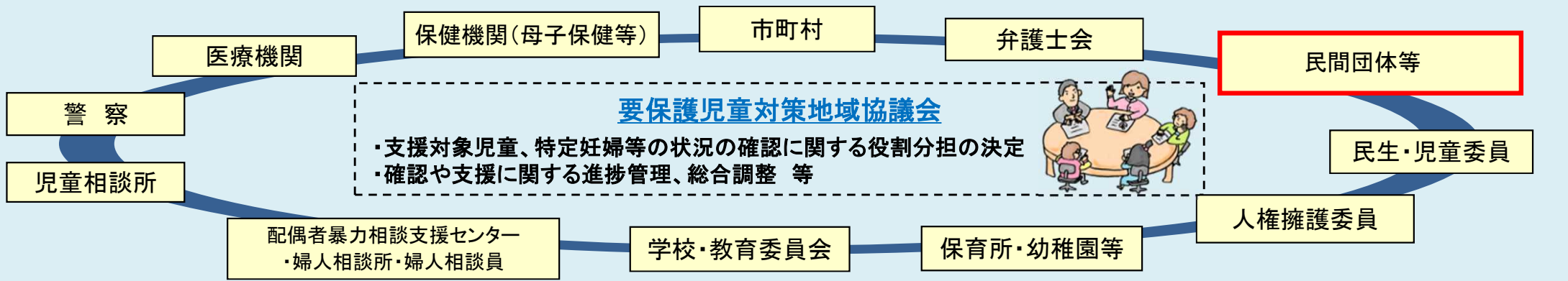
1か所当たり：9,723千円
※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



定期的な状況把握・支援

民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り体制の強化



支援対象児童等の居宅等 26

子育て支援を行う
民間団体等*
(子ども食堂、子ども宅食等)

※要対協の構成員に限定しない



ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和2年度第三次補正予算案：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

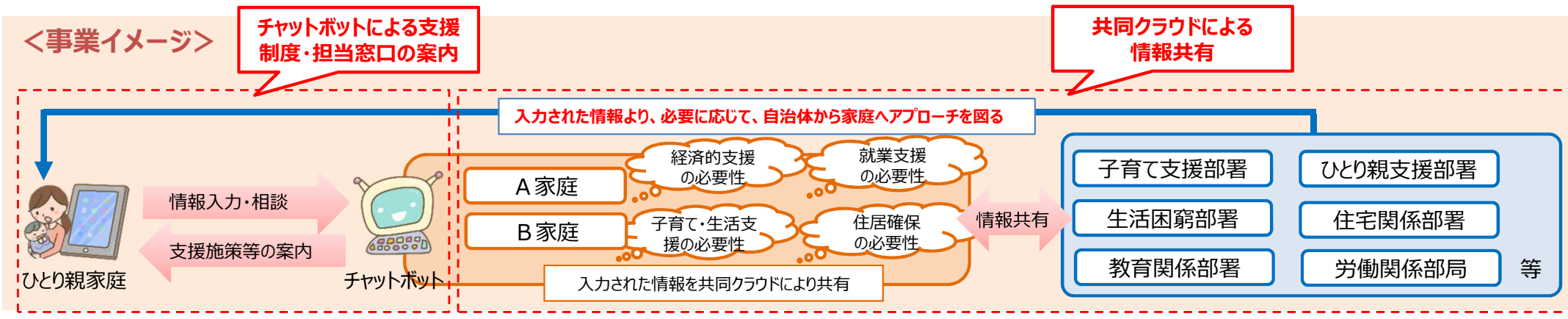
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 (国10/10相当)	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

概要

レセプトに基づく情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みについては、特定健診情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から順次スタートするが、対象となる情報項目を、手術の情報などに拡大し、令和4年夏頃までに運用開始する。そのために必要な支払基金のデータベースのシステム改修費を要求する。

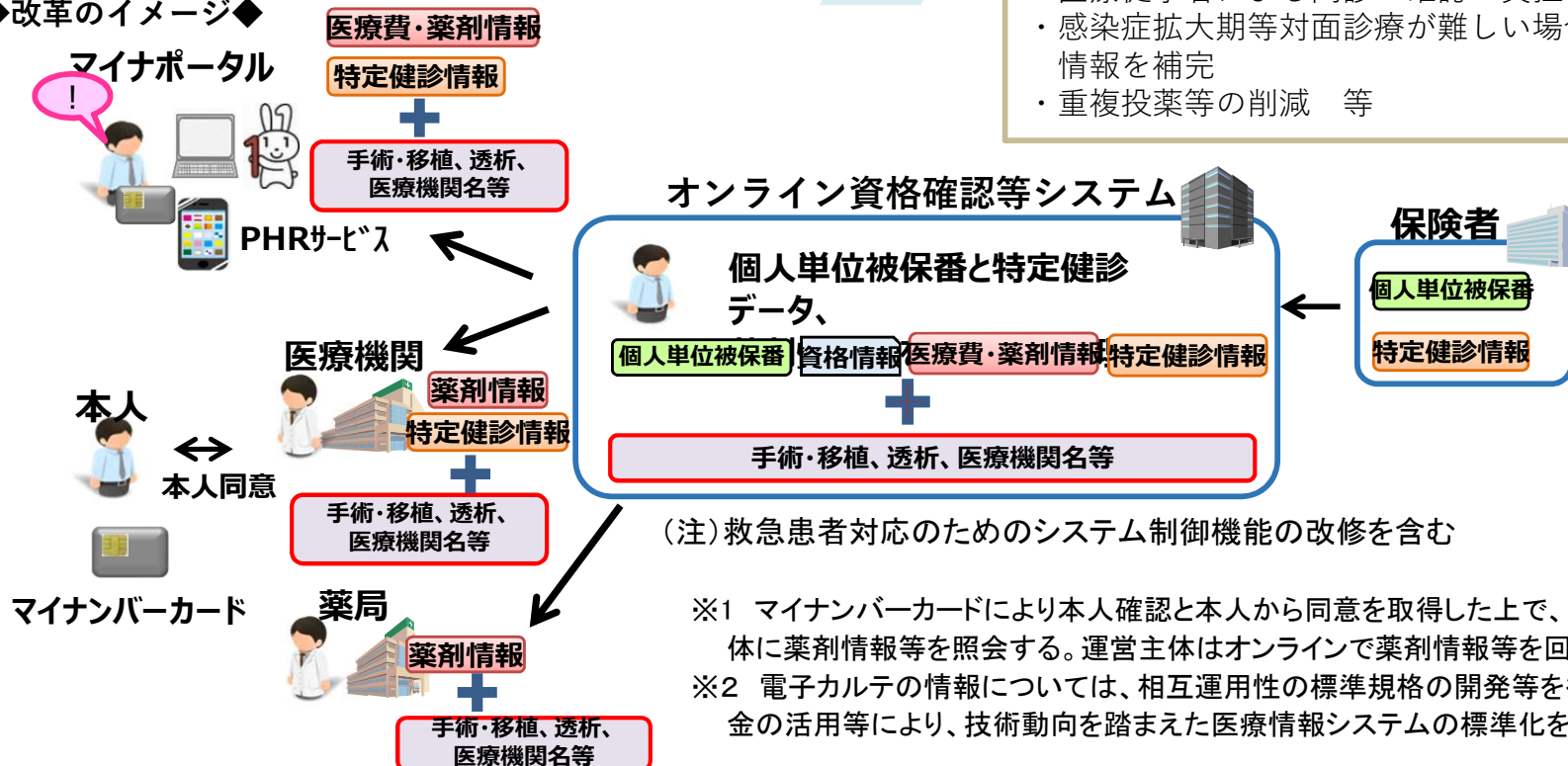
現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆



① 施策の目的

現在稼働7年目に入っているレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)のリプレースを行う。

② 施策の概要

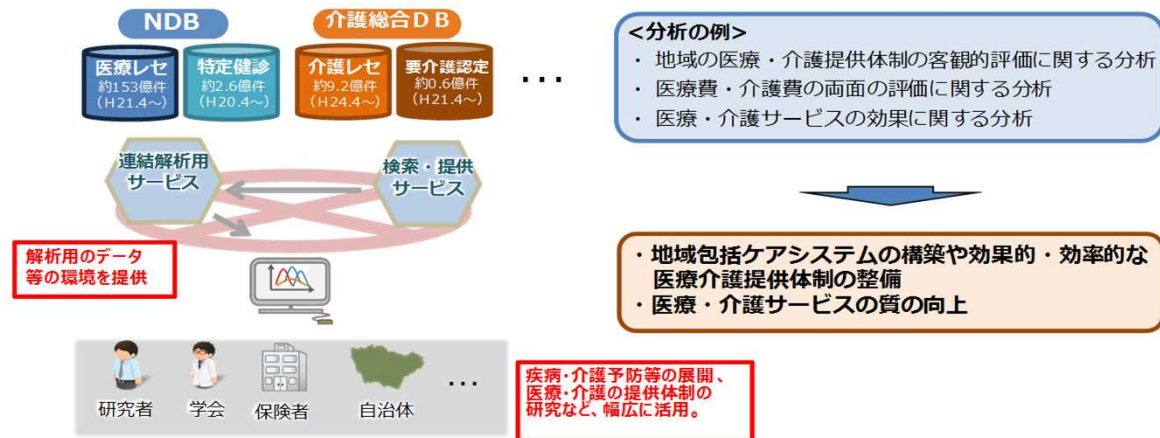
全国の医療機関等で受診したレセプトデータ等が格納されているNDBについては、患者の受診動向や地域別の疾病状況、さらには、感染症の医療費分析や発生件数の事後的な把握が可能であり、ポストコロナ下における保健医療分野のデジタル改革(データ活用)の基盤となるもの。昨年の法改正で民間事業者も活用が可能となり、介護データとの連結も可能となるなど、今後、政策目的、研究目的での幅広いニーズが期待される。一方、現在のシステムは稼働7年目を迎えオンプレで老朽化している。このため、NDBについて、リプレースを行い機能改善を図ることで、ポストコロナにおけるデータ活用を推進するための基盤整備を行う。併せて、NDBにレセプトデータ等が格納されるまでの関連システム(別施策)についても、リプレースを行うこととする。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

- NDBや介護DBの連結解析を2020年10月から本格稼働し、行政・研究者・民間事業者等の利活用を可能とする。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

政策目的、研究目的のデータ抽出及びデータ利用の影響等を考慮した新NDB構築にかかるアプリ構築経費を要求するもの。(NDB更改にかかるハードウェア、ミドルウェア等の経費は国庫債務負担行為により予算措置済み)



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

増加が見込まれるNDBへのニーズに対して、機能を高めることで迅速にデータ提供することが可能となり、保健医療分野の研究等の促進、さらには関連産業の発展に繋がる。なお、現サーバの一部のOSはサポート期限が切れており、今後も順次サポート切れが見込まれる。加えて、物理的・論理的障害が発生する確率が高くなる。そのためリプレースを行わないと、運用保守の費用が加速度的に増加する。最悪の場合、障害によってシステム停止になり、NDBデータの提供が不可能になる恐れもありうる。

① 施策の目的

NDBにレセプト情報・特定健診等情報を提供する、国保連合会および支払基金が管理・運用する特定健診・レセプト等情報収集提供システムのリプレースを行う。

② 施策の概要

保健医療分野のデータ利活用の基盤であるNDBの政策目的・研究目的での利活用件数の増加が見込まれる中、NDBのリプレースに併せて、NDBにデータが格納されるまでの関連システムである「特定健診・レセプト等情報収集提供システム」についても、機器更改の時期に合わせてクラウド化を行い機能改善を図ることで、データ収集の効率化・データ分析の利用促進を図る。

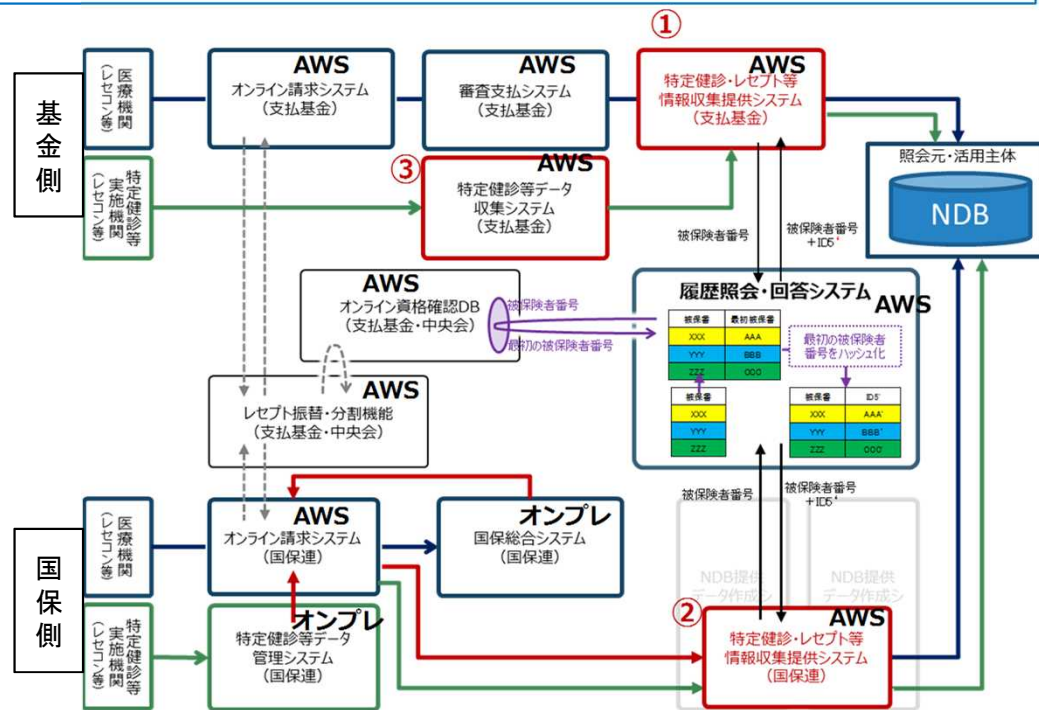
③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

① NDBへの提供システムの機器更改に要する経費

R3年度末に機器更改の時期を迎える。その際、履歴照会回答システムとの接続の親和性や経費削減のため、クラウド化する。

② NDBへの提供システムの機器更改に要する経費

R3年12月末に機器更改の時期を迎えるため、①と同様、クラウド化して更改する。
 その際、既存の「国保総合システム」や「特定健診等データ管理システム」はオンプレでありこれらのシステムとの接続のための回線を引くとコストが増大することから、既存のクラウドである「オンライン請求システム」を介する形でデータの流を変える改修を行う。



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムは、NDB関連システムであり、機能改善を図ることで、増加が見込まれるNDBのニーズに対して、迅速なデータ提供が可能となり、保険医療分野の研究等の促進に繋がる。

健(検)診結果等情報の利活用のためのマイナンバー情報連携に係るシステム改善事業等

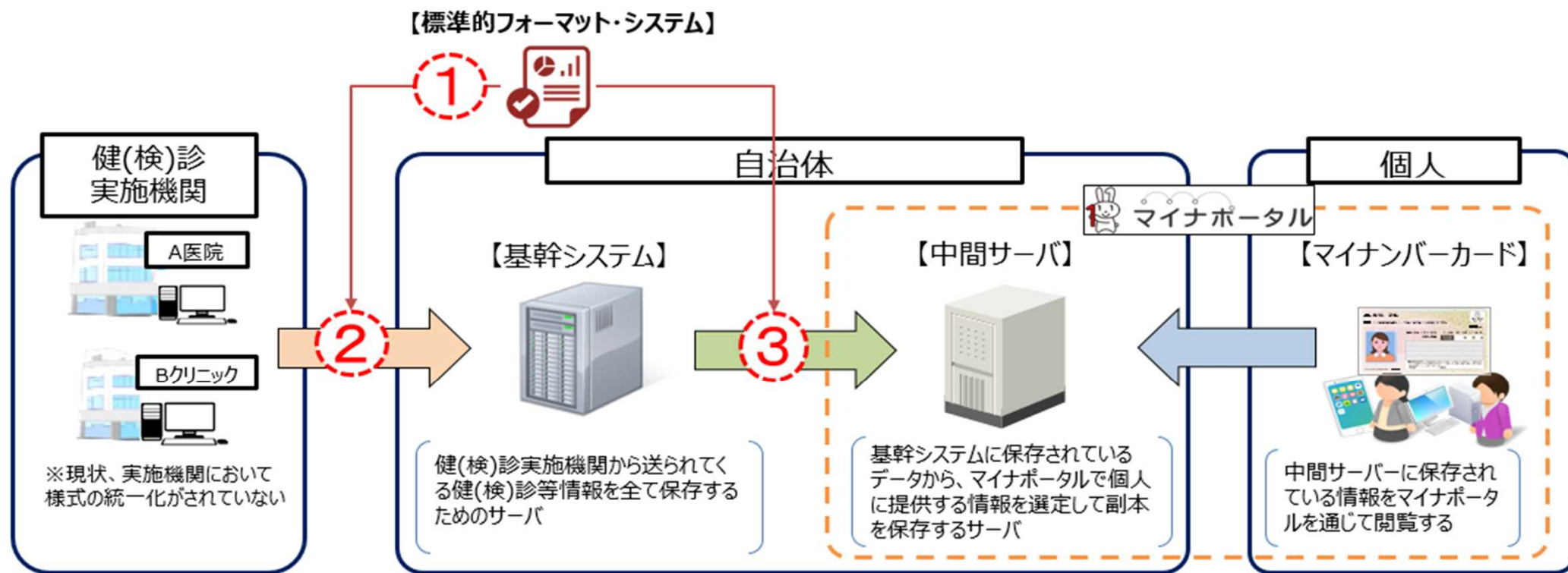
令和2年度第三次補正予算案：21億円

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日常生活において「新しい生活様式」の実践が求められており、テレワーク等による働き方の変化による社会環境の変化に伴う健康影響は、国民の健康を守るうえで感染拡大の防止と共に大きな課題の一つとなっている。
- また、健康づくりを進めるためには、保健医療データの利活用が重要であるところ、国民自らがスマートフォン等を通じて自身の保健医療情報を閲覧・活用し、日常生活の改善や健康増進につなげる仕組みであるPHR（Personal Health Record）の拡充が求められている。
- このような状況を踏まえ、「新しい生活様式」における健康影響の実態把握を行い、「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に基づく、健診・検診データの標準化に早急に取り組む必要がある。

【目的・対応】

- 健(検)診結果等について、標準的フォーマット（データ標準レイアウトも含む）の策定やシステム要件の整理等を行うとともに、システム改修の際の影響調査を行う。
- 健(検)診結果等の情報について、様式を標準化するとともに、自治体システム等に取り込むためのシステム改修への補助を行う。
- 健(検)診結果等の一部の情報について、マイナポータルを通じて個人に提供するため、「データ標準レイアウト」を定めるとともに、中間サーバに副本登録を行うシステム改修への補助を行う。
- 新しい生活様式における国民の身体活動量、食生活、睡眠等の生活実態を把握するとともに、それらに影響を及ぼす社会環境要因（就労環境、運動環境、食環境など）の調査を行う。



地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業

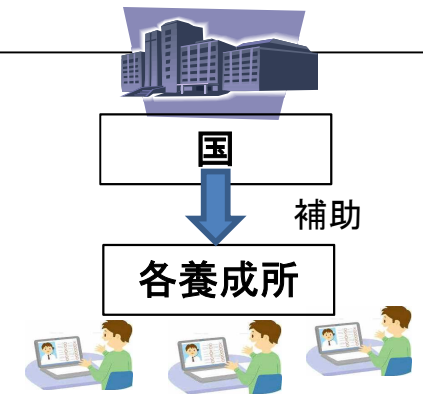
事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、看護師等養成所においては、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている。このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、養成所間で教育の差が生じることがないように教育体制の整備が急務である。また、今後、インフルエンザの流行シーズンの到来と新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中、一刻も早い遠隔授業も取り入れた教育体制の整備が必要となっている。さらに、「新たな生活様式」が求められる中、遠隔授業の導入とあわせて発生する膨大な教務事務の効率性を高めるための体制整備が必要である。
- 一方で、看護師等養成所においては元来、対面授業を基本としていたことから、遠隔教育等のデジタル技術を活用した教育体制の整備が遅れている。また、医療現場における、ICTの発展に伴い、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要とされた（令和元年10月15日看護基礎教育検討会報告書）。これを踏まえ、令和2年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正では、ICT活用のための基礎的能力等の強化に関する内容を充実するため、基礎分野の単位数を13単位から14単位としている。さらに、教育環境の整備として高等学校や大学等で、遠隔授業が取り入れられている実状を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において看護師等養成所において遠隔授業を実施するための体制を整備することとしている。
- 教育体制の整備がされない状態が続くと、国家試験受験資格に必要な単位修得が難しくなり、毎年約6万人程度の新規看護職員の養成が確保されていた地域の医療提供体制へも影響を及ぼすことが想定される。地域の医療提供体制の整備のために、看護師等の養成を継続させることは喫緊の課題であり、休校や実習中止等の措置に対して、「新たな生活様式」を取り入れながら学習を継続させるためには、遠隔授業やICTを活用した学習支援体制の整備や充実が急務である。

事業概要等

各養成所は効果的なICT教育計画を作成し、都道府県の指導の下、各養成所において以下の内容を必要に応じて整備する。（1/2補助）

- ①看護師等養成所における遠隔授業指導システム導入費
- ②看護師等養成所が行う遠隔授業等を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバー等の導入費



生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業

令和2年度 第三次補正予算案:4.8億円

【要旨】

- 生活保護業務においては、手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力など多くの事務処理作業を行っており、支援が必要な被保護者に対するきめ細かなケースワークを実施するためにも、こうした業務の効率化や負担の軽減が必要である。
- また、被保護者の自立の助長の観点から行う訪問調査活動について、担当世帯数の増加等による業務負担が生じており、新型コロナウイルス等の感染拡大防止の観点からも、こうした対面により実施している業務のオンライン化等を推進する必要がある。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)において、生活保護業務も含めて自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むこととされており、基幹システムについては令和4年8月までに標準仕様を決定することとしている。
- このため、いくつかの自治体において、業務負担の軽減に向けたRPA(※)等のITの導入、業務のオンライン化等を試行的に実施し、その課題や効果を検証するほか、生活保護業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

(※) Robotic Process Automation:ソフトウェアのロボットにより業務工程の自動化等を行う技術

【事業内容】

1. 自治体の試行的取組への補助(定額補助)

- 以下の取組例の他、自治体の創意工夫による取組に対して補助
- (取組例①) ITの導入による生活保護業務のデジタル化**
 - ・ RPAを活用した収入申告書類等の自動データ化
 - ・ 音声認識が可能なAIを活用した訪問記録のテキスト化
 - ・ タブレットの導入による生活保護申請時の面談記録や訪問記録の電子化
- (取組例②) 訪問調査活動等の生活保護業務のオンライン化**

定期的な訪問調査活動等について、オンラインにより実施可能な体制を整備し、可能な範囲で非対面で行う。
- 実施自治体は、デジタル化等への課題や業務効率化の効果について、定量的に検証し、国へ報告。

【補助対象者】都道府県、市、福祉事務所設置自治体

【所要額】 381,600千円(1自治体当たり 12,720千円 × 30自治体程度)

2. 調査研究委託事業

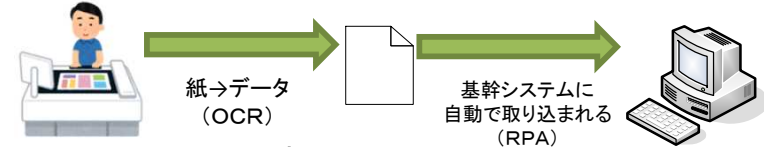
- 各自治体における生活保護の業務プロセスや生活保護基幹システムの標準化を行うための調査研究
- 1による自治体の試行的取組の業務フローやシステム仕様の聴取、ヒアリング等を行うとともに、事業の成果を評価、整理するための調査研究

【所要額】 94,418千円

【事業スキーム等】

【1. 自治体の試行的取組への補助(導入イメージ)】

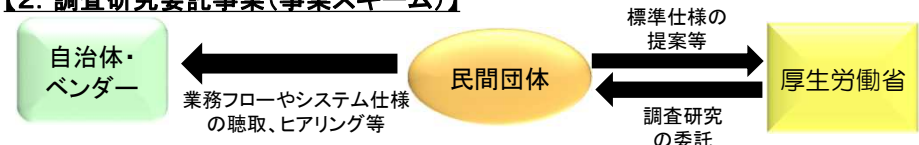
OCRやRPAを活用した各種書類の自動データ化



○タブレットを活用した面談、家庭訪問



【2. 調査研究委託事業(事業スキーム)】



障害福祉システムの標準化に向けた標準仕様書作成等業務委託事業

目的

令和2年度第三次補正予算案:1.5億円

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策対応において、国や地方自治体の情報システム業務や業務プロセスが異なり、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できない等、システム面での様々な課題が明らかになった。このため、国、地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を推進する必要がある。

事業概要

- 各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、障害福祉関係業務のシステム標準化を行うに当たっての課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

事業のイメージ等

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 国10/10

- 【事業内容】
- ・検討会等の運営(資料作成、結果取りまとめ等)、自治体・ベンダ等の関係者意見調整
 - ・標準仕様の業務フロー、機能要件、帳票要件等一式資料の作成業務
 - ・標準的仕様書(案)の作成業務 等

<標準化のイメージ>

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	- (実装不可)	- (実装不可)	- (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

原則
標準仕様の範囲

例外
必要最小限度にとどめる

医療的ケア児等医療情報共有システム改修事業

令和2年度第三次補正予算案:2.2億円

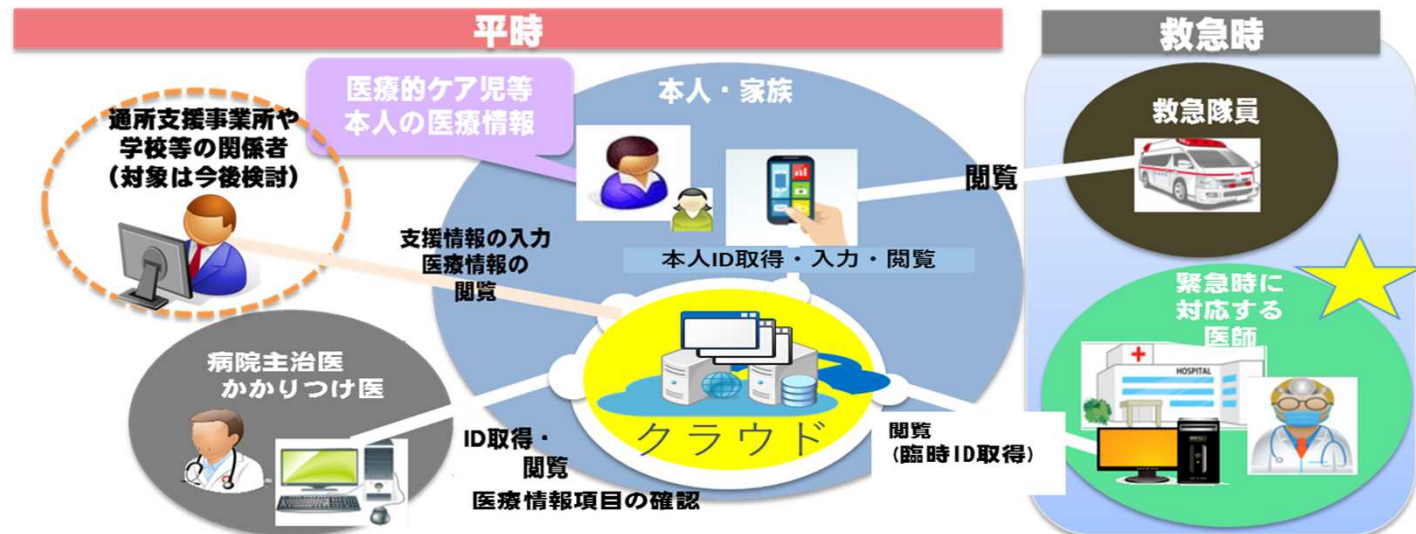
目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が新型コロナウイルスに感染した場合を含む救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS) について、医療的ケア児等の家族及び医師の双方にとって使いやすいシステムとするための改修を行う。
※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称
- 具体的には、新型コロナウイルスに感染した場合の搬送時に、医師が確認する救急サマリーとして必要な項目の入力を行いやすくするなどして、入力される医療情報の充実が図られるようにする。

システムの運用イメージ



新たな日常にも対応する処方箋の電子化に向けたシステム構築事業

令和2年度第三次補正予算案：38億円

【目的】

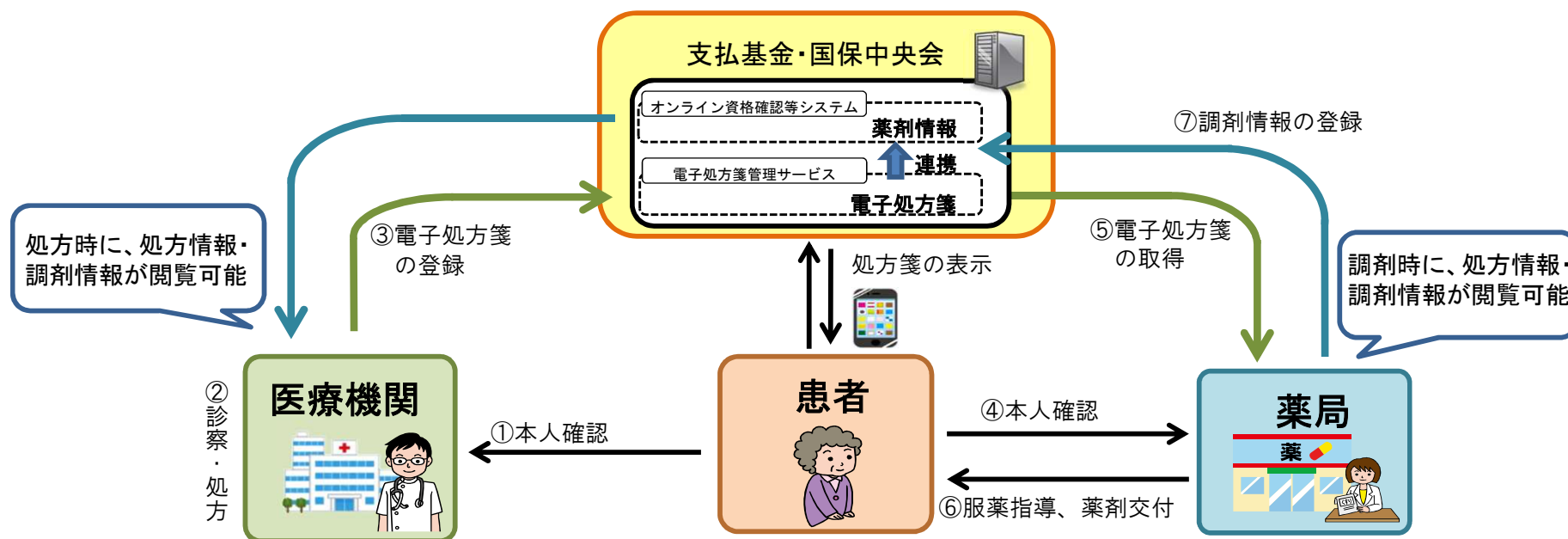
○ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において「電子処方箋について、既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始する」とされていることから、早急にシステム開発を検討・実施し、ポストコロナに向けた経済構造転換として社会保障分野のデジタル化を推進することを目的とする。

【事業内容】

（1）オンライン資格確認の基盤を活用し、以下の機能を有する電子処方箋管理システムを開発する。

- ・医療機関で患者のマイナンバーカードを認証させる等により、その人に紐づく電子処方箋を発行し、薬局において電子処方箋を取得できる機能
- ・調剤した薬剤等の情報を処方箋発行元医療機関にフィードバックする機能
- ・医療機関・薬局での電子処方箋発行時・取得時に、他の医療機関・薬局における処方情報・調剤情報を閲覧できる機能。また重複投薬等を知らせるアラート機能

（2）全国の医療機関・薬局やそのシステムベンダーに対して、電子処方箋導入のための説明会、周知広報等を実施する。



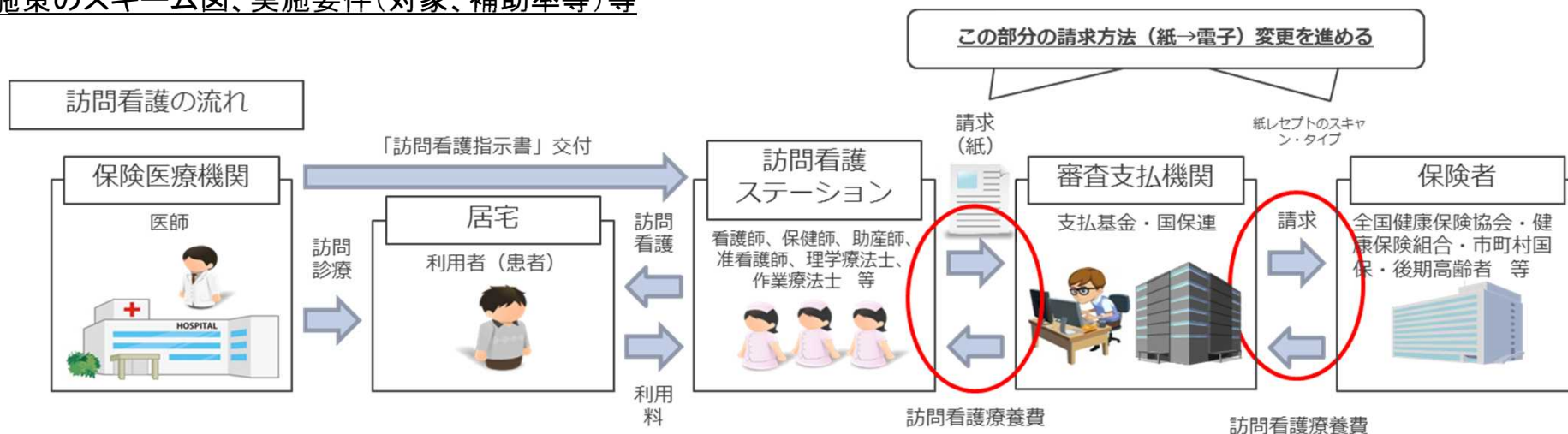
① 施策の目的

業務の効率化、医療政策や医療の質の向上を図ることができることで、更にレセプト情報等の利活用が推進されるため、訪問看護レセプトの電子化を推進していく。

② 施策の概要

訪問看護事業者におけるオンライン資格確認の利用前提であるオンライン請求ネットワーク構築を見据え、2022年度に本格運用を予定している訪問看護療養費のレセプト電子化に向け、訪問看護ステーションからの請求の受付・審査等のための審査支払機関におけるレセプト電算処理システム等構築経費を要求するものである。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

訪問看護の事業所数とレセプト件数は、高齢化の進行に伴い大幅に増加。今後も増加が見込まれることから、訪問看護事業者のレセプト請求事務や保険者・審査支払機関のレセプト処理事務の効率化が必要。今まで悉皆データがなかった医療保険の訪問看護レセプトが電子化されることで、介護保険サービスと合わせた訪問看護全体の分析が可能になり、地域医療や在宅医療の実態把握と推進につながる。

MID-NET遠隔利用環境等整備事業

1. 現状・課題

令和2年度第三次補正予算案：7.9億円

(現状)

- MID-NETシステムはPMDAに設置している「PMDA側システム」とMID-NETに協力する医療機関(以下「協力医療機関」という。)にPMDAが設置している「医療機関側システム」に大別される。
- 情報セキュリティ確保の観点から、MID-NETデータの解析はPMDAオンサイトセンター(都内1か所)でのみ行うものとしており、利活用者はその都度PMDAオンサイトセンターを訪問する必要がある。
- また、薬機法に基づく調査(製造販売後調査)のデータは信頼性が確保されていることが必須であることから、MID-NETデータの信頼性を確保するための品質管理作業や医療機関側システムのインシデント対応等はPMDA職員が協力医療機関を訪問して、現地で実施しているところ。

(課題)

- PMDAオンサイトセンターの解析室はセキュリティを重視する観点から閉鎖的な空間となっているため、新型コロナウイルス感染症防止対策として、緊急事態宣言中は利用不可とし、現在も新型コロナウイルス感染症対策として1日の入室件数及び入室人数を制限しており、利活用者に不便を強いる状況が継続している。
- 一方で、MID-NETの利活用は薬機法に基づく調査(製造販売後調査)として行われているため、期限厳守で定期的に報告することが求められており、PMDAオンサイトセンターの利用制限により、期限が厳守できなくなると、市販後の医薬品安全対策を適切に実施することが困難となる。更に、今後、急激な感染拡大が生じたり、海外のように再び緊急事態宣言が発動されるなど社会活動に大きな制限が課された際には製造販売後調査に重大な影響を及ぼしかねない。
- また、コロナ禍により協力医療機関への訪問も制限されている状況では、データの品質管理作業が実施できないだけでなく、システム障害発生時の回復が困難となることから、信頼性が確保されたデータを継続的に利活用者に提供することができない。

2. 実施事業

①事業の概要

MID-NETシステムを改修し、PMDAオンサイトセンターに利活用者が訪問することなく、製薬企業等のオフィスから遠隔でデータ解析等ができる環境(クラウドでのデータ解析環境)、及び協力医療機関にPMDAが訪問することなく、遠隔によるデータの品質管理や医療機関側システムのインシデント対応等によるデータの信頼性を確保できる環境(協力医療機関10拠点の遠隔による信頼性確保環境)を整備する。

②事業の緊急性・必要性

今般のコロナ禍においては、医療機関への訪問規制等により製造販売後調査に遅延が生じつつあるとの報告が製薬企業よりなされているところであり、その代替策としてMID-NETの利活用について製薬企業から相談を受けている。現状、製造販売後調査を適切に実施するためにはMID-NETの利活用が必須となることから、国が求める市販後の医薬品安全対策を適切に実施するために、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急時等においてもデータの解析等が行える環境の整備を早急に行う必要がある。

また、製薬企業による製造販売後調査だけではなく、行政自らもMID-NETを用いた調査を実施することにより医薬品の安全対策措置を講じているところであり、行政及び製薬企業のいずれが使用するにしろ、安全対策上、重要なデータを迅速かつ正確に収集するためにはデータの信頼性を適切に確保することが重要となるところ、医療機関への訪問規制は、データの品質管理作業を行うことができず、万が一、システム障害が発生した場合に求められる迅速な復旧にも影響を与えかねないことから、訪問規制等により医療機関に立ち入れない場合でも遠隔操作で対応できる体制の構築が極めて重要である。

③事業の実施により期待される効果

コロナ禍を踏まえた医薬品の安全対策の継続的な実施。

1. 現状・課題

令和2年度第三次補正予算案：51百万円

- 今般のCOVID-19の流行により、人工呼吸器や関連医療機器の使用数量が増大しているだけでなく、最近になって「医療機関における医療機器等を安全に使用するための情報共有のあり方の研究」に関するAMED研究班から、当該医療機器の使用にあまり経験を有していない医療従事者が取り扱う機会が増えているとの情報も入っており、多種多様な医療機器の不具合による医療現場の混乱を避けるためにも、不具合情報を速やかに収集し、適切かつ迅速な安全確保措置を実施することで、医療機関等の安全・安心を確保する必要がある。
- 現状、医療機器・再生医療等製品の使用によって発生する不具合等(副作用等の健康被害、感染症及び不具合)の報告は、企業(製造販売業者)からは電子的に報告されているが医療機関からは文書(所定の様式に記載等のうえFAX又は電子メール)で報告されており、昨年のPMDAの運営評議会において委員から、医師からの報告件数が少ないことについて懸念の声が上がリ、その理由として報告様式が難しく、多忙な医師には書けないのではないかとの指摘があったところ。今後、新型コロナの感染が拡大し患者が医療機関に殺到すれば医療従事者はその対応に追われ、そのような中で報告すべき事象が発生した際には、①記載事項の不備、②報告が煩わしく報告漏れや報告までに相当の時間を要する、③忙殺されるあまり誤送信してしまう、といったことが強く懸念される。
- 適時適切な安全対策を講じるためには、企業及び医療機関からの迅速かつ正確な報告が極めて重要であることから、まだ終わりの見えないコロナ禍において、通常時よりも様々な面で医療機関の負担が急増している点を踏まえると、効率的に報告ができる仕組みの構築が急務であることから、医療機関からの報告を電子化するものである。

2. 実施事業

①事業の概要

- ・医療機関報告の電子的報告作成及び受付が可能なシステム開発
- ・医療機器等の副作用等に係る企業報告を管理するシステム(医療機器等副作用報告システム)との連携体制の整備

②事業の緊急性・必要性

- ・COVID-19の流行により、人工呼吸器や関連医療機器の種類が増えているだけでなく、当該医療機器の使用にあまり経験を有していない医療従事者が取り扱う機会が増えているという情報もあることから、医療機器の不具合による医療現場の混乱を避けるために緊急的な対応が必要。
- ・医療機関報告からの安全対策措置の検討の迅速化及び円滑化による医療機器等の安全対策に資する情報収集及び分析体制の向上には、医療機関報告を電子化し報告内容の提出及び行政側での受付処理の迅速化が必要である。
- ・医療機関から報告された情報から安全対策措置の要否に係る検討を行うには、製造販売業者からの報告(企業報告)との紐づけを行い、発生傾向等を踏まえた安全対策措置の要否の検討を行うことが、円滑かつ精度の高い安全対策措置の実施に必要である。

③事業の実施により期待される効果(健康寿命の延伸、医療・介護サービスの向上に寄与)

現状、書面にて受け付けられている医療機関報告を電子的に受付可能とすることにより、安全対策措置の要否の検討が迅速かつ円滑に行われ、健康寿命の延伸、医療・介護サービスの向上が期待できる。

1. 現状・課題

- (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、薬機法及び予防接種法に基づき医薬関係者からの副作用等報告及び副反応疑い報告を受け付けているが、医薬関係者からの報告については、製造販売業者にFAXで情報を提供し、当該報告に対する事実関係の回答もFAXで受領している(件数：約1万件/年)。
さらに、PMDAでは、報告内容について整理・評価し、安全対策措置の必要性について検討を行っている。
※E-mailのファイルの添付ミスや情報漏洩のリスク低減のため、PMDAと製造販売業者間での情報共有はFAX対応としているところ。
- 医薬関係者からの副作用等報告及び副反応疑い報告に関するPMDAと製造販売業者間の情報共有がFAXで行われていることから、業務が煩雑で時間がかかる。FAX番号の間違いによる誤送付のリスクがある。また、在宅での業務に対応することが困難である。
- PMDAと製造販売業者間の情報共有をメールに切り替えた場合にも、ファイルの添付ミスのリスクや情報漏洩のリスクがある。
- 報告内容について評価する際の評価分析資料の作成を手作業で行っているため、時間がかかる。
- 今後、新型コロナの治療薬及びワクチンに係る報告数が相当数見込まれる中で、迅速に企業と情報共有を行い、さらに報告内容について評価を実施しなくてはならない。

2. 実施事業

①事業の概要

- PMDAに報告された医薬関係者からの副作用等報告及び副反応疑い報告について、製造販売業者との情報共有サイトを介して、電子的に情報共有を行う仕組みを構築する。
- 報告内容の評価分析資料を迅速に作成するための資料作成支援機能を強化構築する。

②事業の緊急性及び必要性

- 新型コロナの治療薬及びワクチンは、世界各国において異例のスピードで研究開発が行われていること、また、特にワクチンについては集中的に接種が行われることから、副作用報告及び副反応疑い報告が相当数見込まれ、PMDAでは迅速に製造販売業者との情報共有、情報整理・評価し、厚生労働大臣に通知する必要があるため、現状のFAXによる情報共有では時間的なロスも大きく非効率である(ワクチン関係の報告見込み数2.1万件/6ヶ月)。

なお、国では、PMDAからの調査報告をもとに審議会において安全対策措置等の検討を行うこととなることから、迅速かつ的確な安全対策を講じるためには、PMDAの情報整理・調査及び安全対策の措置の検討に必要なデータが速やかに提供されることが極めて重要である。

※副作用報告及び副反応疑い報告の件数や報告事例の内容によっては、審議会が短期間に複数回開催される可能性あり。

- また、製薬業界から、製造販売業者では新型コロナ対策としてテレワークが推奨されていることから、現行のFAXでの回答から電子的な情報共有への変更を求められている。

③事業の実施により期待される効果

迅速な調査及び評価分析資料の提供により、適時・適切な安全対策の実施が図られる。

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度第三次補正予算案：14億円)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】	(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円	翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
	(2) 認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円			
	(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入					
		① 1自治体当たり	8,000千円	② 1施設当たり		1,000千円
	(4) 研修のオンライン化事業	1自治体当たり	4,000千円			
	(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化	総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定				

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和2年度第三次補正予算案：4. 1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



ビデオ通話等による相談・状況確認



相談支援機関



関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整

②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）

日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）



児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

要保護児童等情報共有システム改修等事業

令和2年度第三次補正予算案：53億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、**転居した際に自治体間での確に情報共有を行う**とともに、**児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行う**ことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

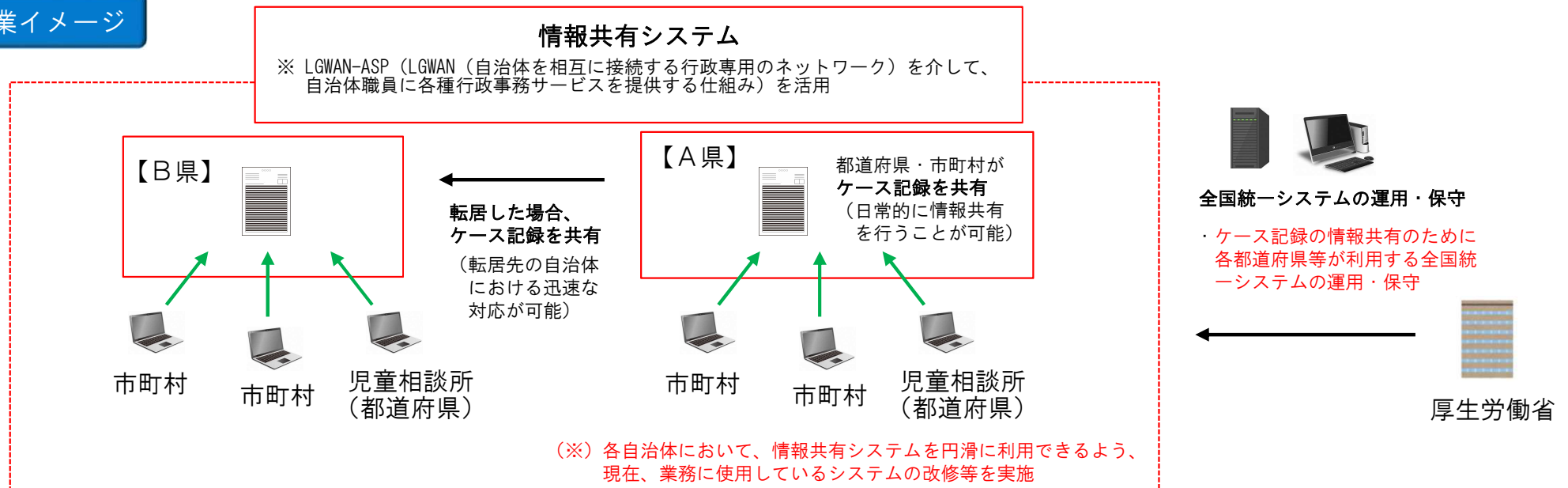
○ 自治体におけるシステム改修費用等の補助

【実施主体】都道府県、市町村

【補助基準額】1自治体当たり40,000千円（軽微な改修等は3,000千円）

【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2

事業イメージ



SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築等

① SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制（SNS版「189」）の構築

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各児童相談所がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。

【令和2年度第三次補正予算案】 6.6億円（児童相談支援事業委託費）

② AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組（仕様書の作成等）を実施する。

【令和2年度第三次補正予算案】 80百万円（児童相談支援事業委託費）

③ 児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化

児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）について、無料化を行う。（児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は令和元年12月より無料化）

【令和2年度第三次補正予算案】 45百万円（情報処理業務庁費）

障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和2年度第三次補正予算案:3.3億円

1. 事業目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、また障害福祉分野におけるICT活用による生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係るモデル事業を実施し、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

2. 事業概要

- ICT機器の活用による濃厚接触の予防など新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、あわせて生産性向上の取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等におけるICT導入に係る経費を助成する。
- モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会(都道府県等が委託等により実施)に参加し、ICT導入による感染拡大防止や生産性向上の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

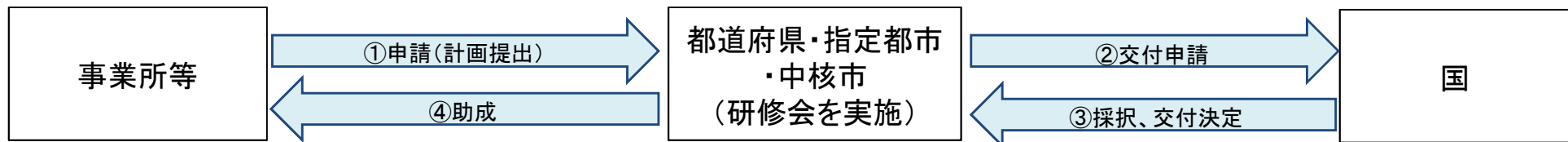
【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【実施対象】 障害福祉サービス事業所等

【補助単価】 1事業所あたり 上限100万円

【補助率】 国2/3 都道府県・市1/3

3. 事業スキーム



業務改善助成金について

令和2年度第三次補正予算案:14億円

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【要求理由】

コロナ禍において、従来のような賃金の大幅引上げが困難な状況にあっても、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の更なる拡充を図る。

【対象事業場】

以下の2つの要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※ () 内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

令和2年度当初: 3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※ () 内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	20円コース (新規)	30円コース
1人	20万円	30万円
2~3人	30万円	50万円
4~6人	50万円	70万円
7人以上	70万円	100万円

「新しい生活様式」に沿った生活衛生関係営業経営支援事業 —ポストコロナに向けたプッシュ型専門家派遣・相談事業—

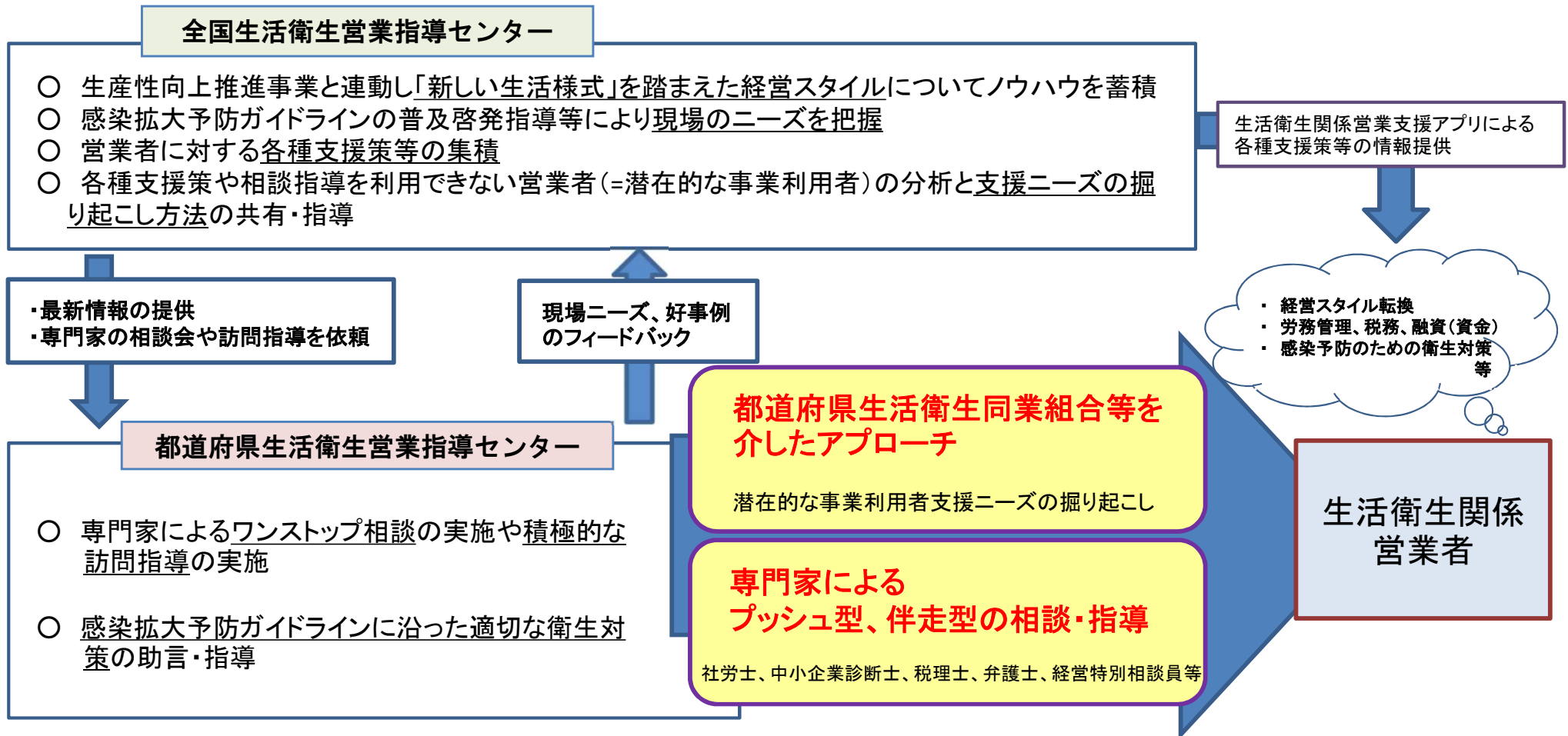
令和2年度第三次補正予算案：4.7億円

【事業目的】

生活衛生関係営業者は新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響を受けているが、専門家からは公的支援策の活用について、相談に至っていない営業者が多く存在することが指摘されている。本事業により支援ニーズの掘り起こしとともに、各営業者に即した丁寧な相談・指導をプッシュ型、伴走型で支援していく。

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた生活衛生関係営業者のうち、相談に至っていない営業者に対し、都道府県生活衛生同業組合等を介したアプローチにより、地域に密着したプッシュ型の専門家派遣・相談指導体制を構築し、伴走型の支援を実施する。



生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等による資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、日本政策金融公庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を引き続き実施する。

【生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付】

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
 - ② 資金使途：設備資金、運転資金
 - ③ 貸付限度額：別枠8,000万円
 - ④ 担保：無担保
 - ⑤ 貸付利率(※)：基準利率。ただし、当初3年間は4,000万円を上限に基準利率－0.9%、4年目以降基準利率
 - ⑥ 貸付期間(据置期間)：設備資金20年以内(5年以内)、運転資金15年以内(5年以内)
- (※)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用される。

設備資金貸付利率特例制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資に落ち込みが見られる中、生活衛生関係営業者の設備投資意欲を喚起するため、日本政策金融公庫において、「設備資金貸付利率特例制度」を創設し、投資意欲を後押しする。

【設備資金貸付利率特例制度】

- ① 貸付対象者：生産性向上が図られる設備投資を行う生活衛生関係営業者
- ② 資金使途：設備資金
- ③ 貸付限度額：各貸付制度に定める貸付限度額
- ④ 貸付利率：各貸付制度に定める利率－0.5%(当初2年間)
- ⑤ 貸付期間(据置期間)：各貸付制度に定める貸付期間(据置期間)

生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が困難となっている生活衛生関係営業業者の増加が見込まれる中、円滑な事業承継等を支援するため、日本政策金融公庫において、「生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金」を拡充する。

【生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金】

- ① 貸付対象者：生活衛生関係営業を営む者であって、安定的な経営権の確保等により、事業承継・集約を行う者 等
- ② 資金使途：設備資金、運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者が必要とするものに限る。）
- ③ 貸付限度額：一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額
- ④ 貸付利率：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続が困難となっている先を事業承継する者は、基準利率－0.4%
（うち当該先が小規模事業者である場合、基準利率－0.65%）
付加価値向上計画を作成し事業承継する者は、基準利率－0.4%
（うち外部専門家（事業引継ぎ支援センター等）の関与の下、事業承継する者は基準利率－0.65%） 等
- ⑤ 貸付期間（据置期間）：設備資金20年以内（2年以内）、運転資金7年以内（2年以内）

一般貸付・振興事業貸付（観光産業関連）の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の観光産業が大きな打撃を被っている中、観光関連サービスを提供する生活衛生関係営業業者の生産性向上を図りつつ、国内観光産業の需要喚起を図るため、日本政策金融公庫において、一般貸付及び振興事業貸付における貸付対象者を拡充（「観光産業関連」の追加）する。

【一般貸付・振興事業貸付（観光産業関連）】

- ① 貸付対象者：事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る観光産業等に係る事業を営む生活衛生関係営業業者
- ② 資金使途：設備資金、運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者が必要とするものに限る。）
- ③ 貸付限度額：一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度額
- ④ 貸付利率：基準利率－0.4%
- ⑤ 貸付期間（据置期間）：一般貸付又は振興事業貸付の貸付期間（据置期間）

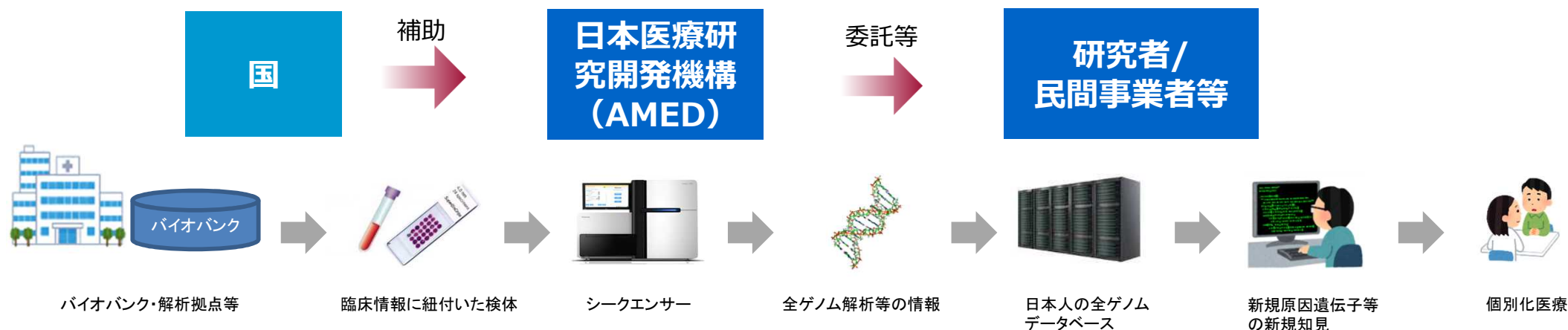
1. 施策の目的

2019年12月に策定された全ゲノム解析等実行計画に沿って、主にバイオバンク・解析拠点で保存されている既存検体をベースに、今後提供される新たな検体も加えて、先行的に全ゲノム解析等を実施し、日本人のがんにおけるゲノム変異の特性を明らかにする。

2. 施策の概要

令和2年7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針)」が閣議決定され、全ゲノム解析等実行計画を着実に推進し、治療法のない患者に新たな個別化医療を提供するべく、産官学の関係者が幅広く分析・活用できる体制整備を進めることが示された。また、全ゲノム解析等連絡調整会議において具体的な解析方法等の議論も進められてきたところであり、これらを踏まえ、全ゲノム解析等実行計画における先行解析をさらに推進し、早急に先行解析分についての全ゲノムシーケンス等を実施するための研究を実施する。

3. 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



4. 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

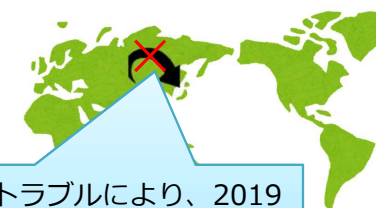
日本人のゲノム変異の特性を国際間比較により明らかにすることにより、本格解析に向けた今後の全ゲノム解析等実行計画における、より効率的・効果的な解析の体制を実証する。全ゲノム解析等実行計画を着実に推進することで、治療法のない患者に新たな個別化医療を提供、すなわち、がん全ゲノム解析等の医療実装を目指す。

1. 施策の目的

中国等の海外で生産される原薬・原料の依存度が高い抗菌薬等の医薬品について、当該製造所の操業停止等により、我が国における当該医薬品の提供ができなくなり、医療体制確保に支障が生ずることがないよう、**海外依存度の高い原薬・原料を国内製造する製薬企業等を支援する。**

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において、「医療提供体制等の強化」として「医療現場で必要となる感染防護具や医療機材、医薬品原薬等の確保・備蓄、国内生産体制の整備を進める」ことが盛り込まれた。

※令和2年度補正予算事業として、同じ目的の事業（予算規模：30億円（3成分の補助を目安））を実施



中国等海外での原料製造トラブルにより、2019年に長期にわたり抗菌薬（セファゾリン）が供給不安になる事案が発生した。学会等から安定供給に関する強い要請がなされた。

2. 施策の概要

海外依存度の高い原薬・原料について、国内での安定供給を確保するため、**国内で原薬・原料の製造を実施しようとする製薬企業等を支援するための補助事業を実施する。**

国内で原薬・原料の製造所の新設又は設備更新に必要な費用を一部補助

安定確保策に関する関係者会議で示される「安定確保医薬品」のうち優先度が高いものを対象とすることを想定



3. 施策の実施要件等

- 補助の対象者：原薬・原料について、国内製造を実施しようとする製薬企業等
- 補助の対象：海外依存度の高い原薬・原料について、国内に製造所を新設又は設備更新を行う場合の費用（生産設備等）補助率：1/2（国1/2、事業者1/2）
- 補助要件：製造した原薬・原料は、その全量を、国内に販売する医薬品の原材料（原薬を含む）として提供することを条件とする

障害福祉分野におけるロボット等導入支援

令和2年度第三次補正予算案：2.9億円

- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、新型コロナウイルスの感染拡大防止や労働環境の改善、生産性の向上等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。

事業内容

- 障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るためにロボット等を導入するための費用について財政支援を実施する。

事業要件

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

- 国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3

【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

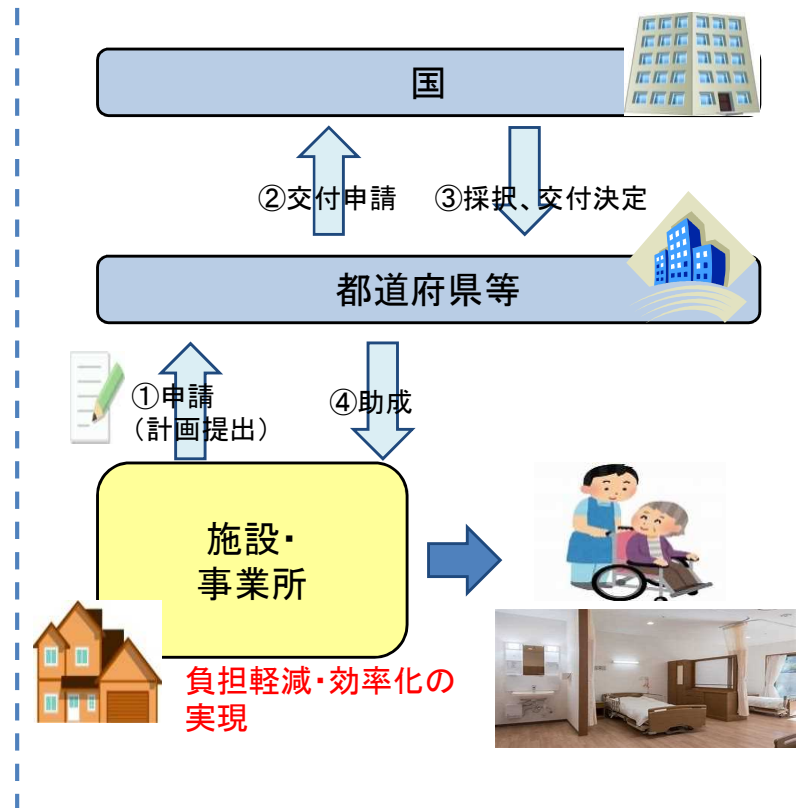
【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成（計画の記載内容）
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【補助対象】

- 日常生活支援における見守りで利用するロボット等が対象。
※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

事業スキーム



介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

－開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割－

③介護現場における実証フィールド －エビデンスデータの蓄積－

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

※リビングラボとは
実際の生活空間を再現し、
新しい技術やサービスの
開発を行うなど、介護現場
のニーズを踏まえた介護
ロボットの開発を支援する
ための拠点

＜令和2年度第3次補正予算の
拡充内容＞

- 大規模実証に係る必要経費の拡充
- 相談窓口機能の拡充
(業務アドバイザー職員の増員、
体験展示の拡充、オンライン相談
の通信環境整備)
- 相談窓口・リビングラボの増設
(相談窓口11箇所、リビングラボ
6箇所からそれぞれ数箇所程度
の増設)

＜感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例＞

＜見守りセンサー＞

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



＜ICT(インカム)＞

遠方にながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



＜移乗支援(非装着型)＞

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ①介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）
 - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）
 - ③1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃
 - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）

○ **令和2年度第3次補正予算案においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。**

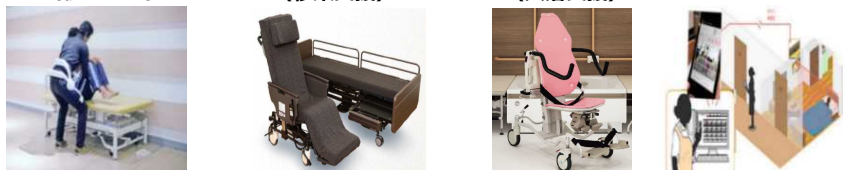
※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度 (1次補正予算)	令和2年度 (3次補正予算案)
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	-	上限150万円 <small>※令和5年度までの実施</small>	上記以外 上限30万円	上記以外 上限30万円
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	利用定員2割まで <small>※令和5年度までの実施</small>	必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1/2	対象経費の1/2	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

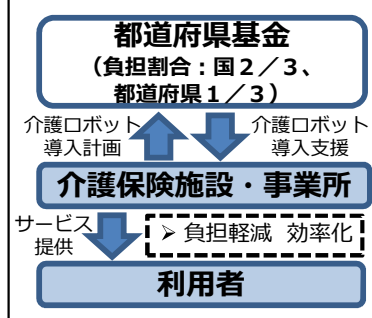
対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

- 装着型パワーアシスト (移乗支援)
- 非装着型離床アシスト (移乗支援)
- 入浴アシストキャリアー (入浴支援)
- 見守りセンサー (見守り)



事業の流れ



実績 (参考)

➢ 実施都道府県数：46都道府県 (令和元年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1
58	364	505	1,153	1,645

(注) 令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

地域医療介護総合確保基金を活用したICTの導入支援

- 介護現場のICT化に向けては、令和元年度より、各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援を実施しており、令和2年度には、補助上限額の拡充等を行ったところ。
- こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負担が増えている現状を踏まえ、令和2年度第1次補正予算において、業務負担の軽減や業務効率化を図るため、更なる拡充を行っている。

<第1次補正予算の拡充内容>

- ① 補助上限額の更なる引き上げ（事業所規模に応じて100万円～260万円）
 - ② 補助対象となる機器の拡充（wi-fi購入・設置費）
 - ③ 補助対象となる介護ソフトの拡充（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト購入も対象とする）
- 令和3年度報酬改定では、VISIT・CHASEを活用し、科学的に効果が裏付けられた介護を推進することとしているが、これに当たってはICT機器の導入が前提となることから、これまで拡充された事業内容を継続するとともに、**一定の要件を満たす事業所への補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る**ことにより介護事業所等における更なるICT化の推進を図るものとする。

一定の要件

- VISIT・CHASEにデータを登録する体制が取れている場合
- 標準仕様を活用してサービス提供票（サービス計画・サービス実績）を事業所間／施設内でデータ連携している場合

	令和元年度	令和2年度（当初予算）	令和2年度（1次補正予算）	令和2年度（3次補正予算）
補助上限額	30万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員1人～10人 50万円 職員11人～20人 80万円 職員21人～30人 100万円 職員31人～ 130万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員1人～10人 100万円 職員11人～20人 160万円 職員21人～30人 200万円 職員31人～ 260万円	事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員1人～10人 100万円 職員11人～20人 160万円 職員21人～30人 200万円 職員31人～ 260万円
補助率	1/2 事業主負担：1/2	拡充 都道府県の裁量により設定 (事業者負担は入れる事を条件とする)	拡充 同左	拡充 一定の要件を満たす事業所は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定
補助対象	介護ソフト、スマートフォン、タブレット等	同左	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施